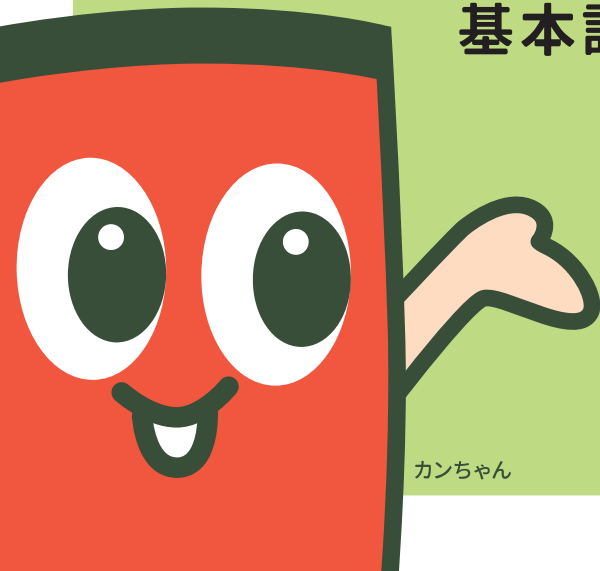




# 福知山市一般廃棄物処理 基本計画（ごみ処理基本計画2021）

中間見直し

令和7(2025)年12月  
福知山市



カンちゃん



ピンちゃん

## 目次

第 1 章 計画見直しの背景と目的	1
第 1 節 計画見直しの基本的事項	1
1 福知山市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画 2021）	1
2 ごみ処理基本計画等の位置づけ	1
3 計画見直しの背景	2
4 次のステップへ	2
5 計画期間と目標年度	3
第 2 章 基本理念と基本方針	4
第 1 節 基本理念	4
第 2 節 基本理念の実現に向けた施策の展開（基本方針）	5
1 施策の体系図	5
2 市民・事業者・市（行政）等の役割	6
3 基本理念の実現に向けた施策の展開（基本方針）	7
第 3 節 中間評価や循環型社会形成計画の策定を踏まえた基本方針の 見直し（重点施策）	17
第 4 節 ごみの減量化及び資源化の目標	27
1 ごみの排出抑制目標	27
2 取組内容を踏まえた排出予測の見直しと資源化目標の再設定	30
3 資源化目標	32
4 最終処分目標	33
第 5 節 循環型社会形成の全体像に関する指標	35
1 循環型社会に関する全体像に関する指標	35
2 循環型社会形成に向けた取組の進展に関する指標	36
第 3 章 福知山市のごみ処理体制	38
第 1 節 福知山市におけるごみ処理施設の概要	38
第 2 節 福知山市のごみ処理体制	39
1 ごみ処分体制	39
2 ごみ収集運搬体制	40
3 ごみの中間処理体制	41
4 ごみの最終処分体制	43
第 3 節 その他ごみの処理に関し必要な事項	44

第 4 章	ごみ処理関連計画 .....	45
1	災害廃棄物処理基本計画 .....	45
2	容器包装プラスチック類分別収集計画 .....	46
3	埋立処理場延命化実施計画 .....	46
4	有害鳥獣処理について .....	46

## はじめに

本市では、「みんなで実現する環境の「環(わ)」づくり」を基本理念に掲げ、令和3(2021)年3月に、福知山市一般廃棄物処理基本計画(ごみ処理基本計画2021)を策定し、市民・事業者の皆様とともに、ごみの減量や資源化に取り組んでまいりました。

こうした結果、計画策定時に掲げた目標は、中間年度である令和7(2025)年度において概ね達成する見込みです。皆様には、ごみの分別等にご協力いただき、感謝申し上げます。



さて、世界的な環境課題がますます深刻化する中、国においては、第五次循環型社会形成推進基本計画が策定され、循環型社会の形成に向けた総合的かつ計画的な推進が図られようとしています。

一方で、地方自治体においては、日常生活で排出される廃棄物の処理コストが増大しており、ごみ処理施設の長寿命化、埋立処分場の延命化など、持続可能なごみ処理体制の構築や、高齢化世帯の増加にも対応したごみ収集体制の整備など、解決すべき課題も数多く残されています。

こうした背景を踏まえ、今回の見直し計画では、前期計画の理念を踏襲しつつ、ごみの発生抑制や資源消費の最小化、高齢世帯等への対応、ごみ処理施設のあり方検討などを重点施策に位置づけ、将来にわたる持続可能なごみ処理体制の構築と、国が示す循環型社会の将来像の実現を目指してまいります。

これまでから、皆様には、ごみ削減等に関する様々な取組にご尽力いただいておりますが、更なる循環型社会の進展を図るべく、一層のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、パブリック・コメントにてご意見をいただきました皆様、ご審議をいただいた福知山市環境審議会の委員の皆様には厚くお礼を申し上げます。

令和7(2025)年12月

福知山市長 大橋 一夫

# 第1章 計画見直しの背景と目的

## 第1節 計画見直しの基本的事項

### 1 福知山市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画 2021）

福知山市（以下「本市」という。）では廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項及び同法施行規則第1条の3の規定に基づき、福知山市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画 2021）（以下「ごみ処理基本計画」という。）を策定し、廃棄物の処理に係る長期的な視点に立った基本的事項を定めています。

### 2 ごみ処理基本計画等の位置づけ

廃棄物処理法等の国の法律や京都府の計画等との関連や位置づけについて、次に示します。

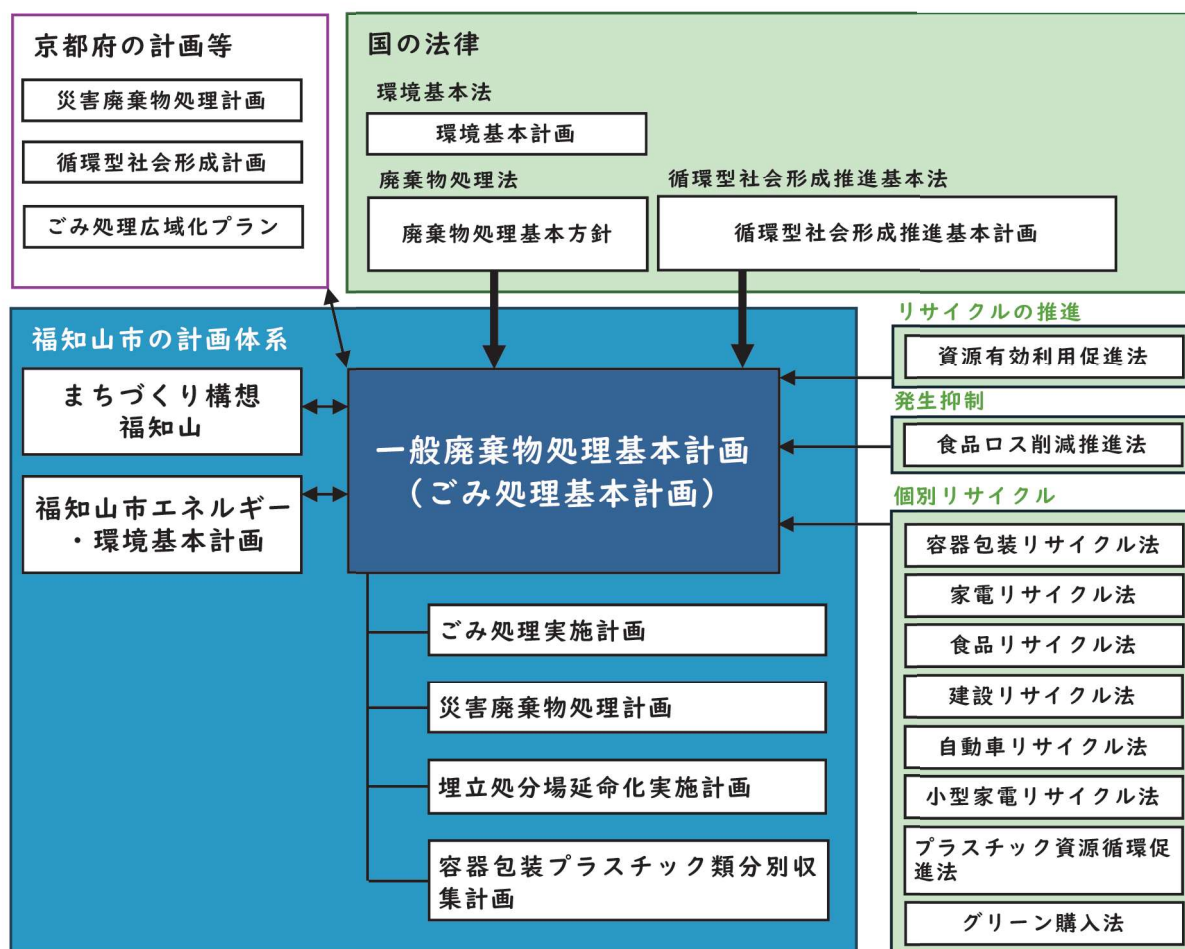


図 1-1-1 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

### 3 計画見直しの背景

市民・事業者の皆様のご協力のもと、計画策定時に掲げたごみの減量・資源化等に係る令和 5（2023）年度の目標は次に示すとおり、概ね達成することができました。

表 1-1-1 ごみの減量化及び資源化目標に対する評価

評価項目		令和 5(2023)年度 目標値の達成度
①ごみの排出 抑制目標	家庭から排出される 1 人 1 日当たり排出量	達成
	事業ごみの排出量	達成
	産業廃棄物の搬入量	達成
②資源化目標	資源化率（産業廃棄物を含まない）	概ね達成
③最終処分目標	最終処分量	達成

※ 中間評価の詳細については、「福知山市一般廃棄物処理基本計画」（ごみ処理基本計画 2021）中間評価（福知山市、令和 7（2025）年 3 月）を参照ください。

一方で、ごみ処理基本計画策定後、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環促進法」という。）の施行、第五次循環型社会形成推進基本計画（以下「循環型社会形成計画」という。）の策定、並びに、廃棄物処理法における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下「廃棄物処理基本方針」という。）の見直しなど、循環型社会の形成を目的とした廃棄物処理を取り巻く状況は変化しています。

### 4 次のステップへ

計画策定時に掲げたごみの減量・資源化に係る年度目標は概ね達成見込みです。

しかしながら、ごみ処理施設の長寿命化や効率的な運営など持続可能なごみ処理体制の構築、高齢化世帯の増加にも対応したごみ収集体制の構築など、解決すべき課題も残されています。

これらの課題や中間評価、循環型社会形成計画の策定を踏まえた基本方針の見直しを行い、今後の重点施策とした施策の決定や、取組内容を踏まえた排出予測の見直しと資源化目標の見直し等を行います。さらに循環型社会形成計画でも設定された「循環型社会形成に向けた取組の進展に関する指標」について、本市においてもフォローアップを行います。

これらの施策を講じることで、引き続き「みんなで実現する環境の「環(わ)」づくり」を基本理念に掲げ、更なる資源消費の最小化・ごみの発生抑制や循環型社会形成計画に示されたごみの収集・資源化・処分体制の構築に取組み、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる線形経済から持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効活用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を推進してまいります。



## 第2章 基本理念と基本方針

### 第1節 基本理念

経済発展に伴う大量生産・大量消費は、生活様式の多様化や利便性の向上をもたらしました。しかし、一方では廃棄物量の増加をはじめとする環境への負荷を生み出してきました。

このような状況の中、国は、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、循環型社会を形成するため廃棄物処理法の改正やリサイクルの推進に係る諸法の改正を行い、形成すべき循環型社会の姿を示し、併せて、国や市等の公共団体・市民・事業者等の多様な主体が一丸となって取組むことが重要であるとしています。

本市においても「まちづくり構想 福知山」において、地球環境に配慮した持続可能なまちづくりを掲げ、市民一人ひとりが、環境問題を身近に捉え、脱炭素化に向けた取組や廃棄物の削減に取組み、次世代に誇れる環境に配慮したまちづくりの実現を目指すこととしています。

このため、引き続き「みんなで実現する環境の「環<sup>わ</sup>」づくり」を基本理念とし、市民や事業者の皆様と市（行政）が協働して循環型社会の形成に向けた取組を推進してまいります。

#### 基本理念

### みんなで実現する環境の「環<sup>わ</sup>」づくり

～市民・事業者・市（行政）が協働する持続可能な循環システムの構築～

## 第2節 基本理念の実現に向けた施策の展開（基本方針）

### 1 施策の体系図

本市施策は、「ごみを出さない」ための取組を基本とし、不要となったものについては再使用の機会を創出するように促します。このうち、再使用が望めないものについては再生利用に取組み、再使用も再生利用もできなくなったものを適正処理するシステムの普及と円滑な実施を図ることで循環型社会の実現を目指します。

基本理念を実現させるための施策の展開（基本方針）を次に示します。

#### 1 2R（リデュース/排出抑制・リユース/再使用）の強化

- (1) 家庭ごみの2Rに向けた取組
- (2) 事業ごみの2Rに向けた取組
- (3) 環境に配慮した生活習慣の普及に向けた取組

#### 2 リサイクル（資源化）の推進

- (1) 分別の徹底や資源化拡大の取組

#### 3 ごみの減量・資源化活動への支援

- (1) 市民が取組む資源化システムの支援
- (2) 事業者が取組む資源化システムの支援
- (3) 環境に配慮したイベントの推進・環境学習の充実

#### 4 環境に配慮したごみの適正処理の仕組みの整備

- (1) 市民負担の公平化・適正化の取組
- (2) 処理困難物を適正に処理できる体制の整備
- (3) 事業ごみ、産業廃棄物の受入れ
- (4) 施設の長寿命化、適正更新

#### 5 不法投棄対策の強化

- (1) 不適正排出対策
- (2) 不法投棄対策

## 2 市民・事業者・市（行政）等の役割

### (1) 市民の役割

市民の皆様は、自らも廃棄物等の排出者であることから、より環境負荷の少ないライフスタイルに転換し、リデュース・リユース・リサイクルや適正処理に責任を有しています。

また、消費者としては、循環型社会づくりの担い手として、資源循環に配慮した消費行動に積極的に取り組むことが求められます。

こうした自らの行動変容に取り組んだ市民の皆様は、さらには家族、そして地域としての取組につなげていくことが期待されます。

### (2) 事業者の役割

事業者の皆様には、再生材や再生可能資源を使用するといった環境に配慮した事業活動を行うこと等により、自らの社会的責務を果たす責任を有しています。

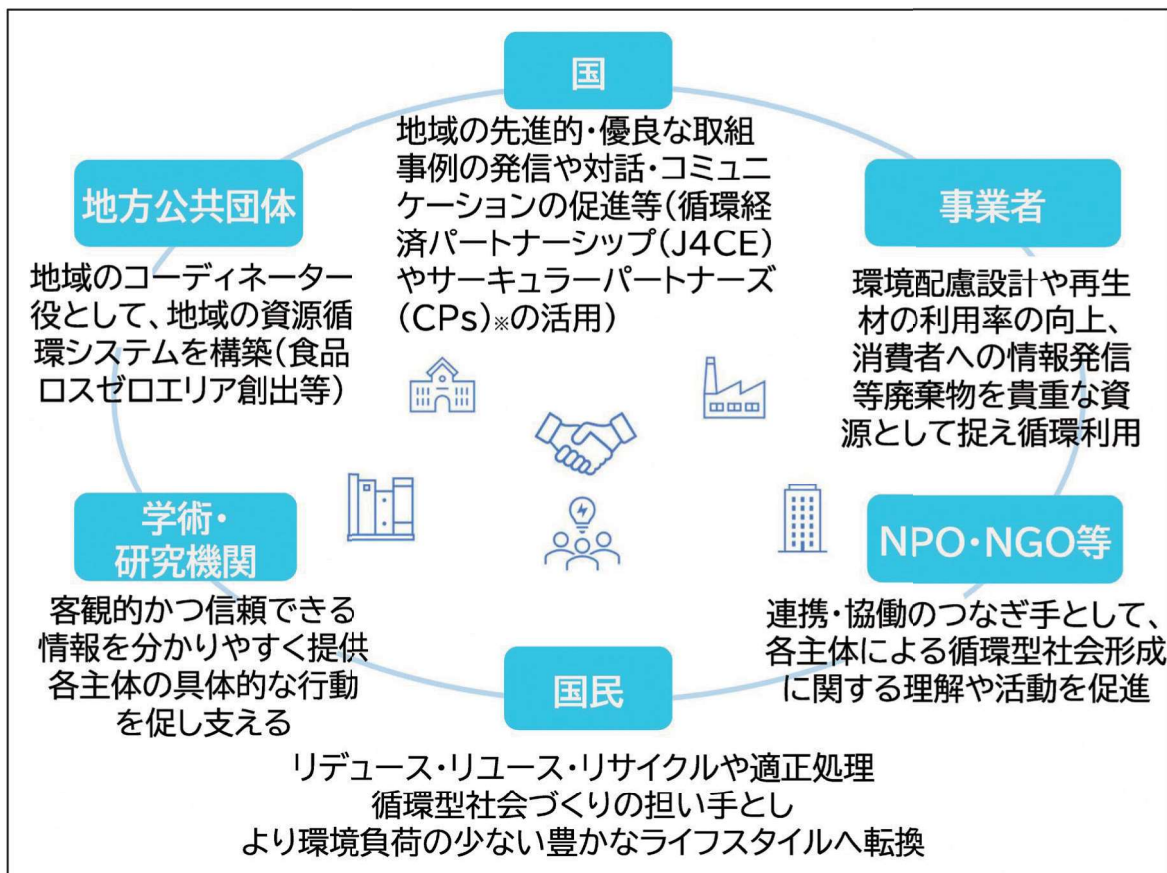
このため、製品が廃棄物等となった後の適正な循環利用・処分に係る取組への貢献や、再生材の利用率向上、さらには、それらの積極的な情報発信により消費者の理解を促すことを求められます。

### (3) 市（行政）の役割

地域の市民、事業者、NPO・NGO等の各主体間の連携・協働を促進するコーディネーター役として地域の循環資源や再生可能資源を活用した資源循環システムを構築するとともに、廃棄物の適正処理を実施する責任があります。

#### (4) 各主体の連携・協働

市民、事業者、市（行政）以外の主体として、NPO・NGO等の民間団体、大学の学術・研究機関とも連携・協働し、循環型社会の形成を目指します。



※ 日本のサーキュラーエコノミー実現に向けた産官学のパートナーシップのこと。  
出典：第五次循環型社会形成推進基本計画パンフレット(環境省)

図 2-2-1 各主体の連携と役割

### 3 基本理念の実現に向けた施策の展開（基本方針）

基本理念の実現のため、2R（廃棄物の排出を抑制する（Reduce:リデュース）・廃棄物を再使用する（Reuse:リユース））を優先的に取組み、再使用できないものについては再生利用する（Recycle:リサイクル）という循環利用サイクルを構築します。

そして、循環利用できない廃棄物について、適正に処理・処分することとし、施策の展開を進めます。

表 2-2-1 施策の優先順位

1	必要なものを長期に使用し、ごみの排出をリデュース/抑制する。
2	繰り返し使えるものは、できるだけリユース/再使用する。
3	再使用できないものは、リサイクル/資源化(再生利用)する。
4	どうしても廃棄しないとイケないものだけを適正処理する。

## 基本方針Ⅰ 2R（リデュース/排出抑制・リユース/再使用）を強化します。

これまでからすべての市民が3Rに取り組まれています。全てのごみがリサイクルできているわけではなく、多くのごみを焼却処分や埋立処分しています。このような現状から、排出抑制と再使用を優先的に取り組む必要があります。

### (1) 家庭ごみの2Rに向けた取組

#### ① 家庭から排出される食品ごみの減量啓発

- 継続** ● 家庭から排出される食品ごみは、直接廃棄、過剰除去、食べ残しであることから、「使い切り」、「食べきり」、「水切り」の3きり運動の啓発を行います。
- 拡充** ● 食品ロスダイアリーの普及等、効果的な事例を紹介します。
- 拡充** ● 備蓄食のローリングストックの促進に取り組めます。
- 継続** ● 生ごみたい肥化講習会を継続し、EM容器やコンポスト容器等を活用した自宅でできる生ごみのリデュース・リサイクルの普及啓発を行います。

#### ② 使い捨てプラスチックの使用削減

- 実施済** ● 国内のプラスチック樹脂消費量は近年増加傾向にあるとともに、テイクアウト等の利用増によるプラスチック容器包装類が増加しています。プラスチックは環境の中で砕け、マイクロプラスチック化することから、まずは過剰なプラスチックの使用を減らし、プラスチックごみを環境に流出させないことが必要です。このことから、使い捨てプラスチックの削減について啓発を行います。

#### ③ 事業者への協力要請

- 継続** ● 事業者団体との意見交換会を開催し、環境にやさしい商品の販売に努めるとともに消費者である市民がこれらの商品を購入しやすいよう工夫し、併せて、使用後のリサイクルへの呼びかけを行うよう依頼しています。

#### ④ 指定ごみ袋使用によるごみの減量化及び分別の徹底

- 実施済** ● 本市では平成12（2000）年度から指定ごみ袋制度を導入しました。このことにより家庭ごみ排出量は減少し、容器包装プラスチック類やびん・缶類の資源ごみ回収量は増加しました。これを継続し、市民の皆様が主体的にごみの減量や分別による資源化に取り組んでいただけるよう啓発を行います。

### (2) 事業ごみの2Rに向けた取組

#### ① 事業者の意識向上に向けた取組

- 実施済** ● 事業者団体意見交換会を開催し、ごみの減量・資源化に関する取組の推進を依頼するとともに、啓発紙の配布等を行います。
- 継続** ● 多量搬入に係る事前届出制の徹底と減量指導を行います。

## ② 埋立処分場延命化実施計画の着実な実施

- 実施済** ●埋立処分場延命化実施計画に規定した産業廃棄物処分料の段階的改正等の取組を着実に実施します。
- 実施済** ●ごみ収集事業者を対象とした埋立処分場延命化実施計画に関する説明を行い、環境パークへのごみの搬入規則の徹底を指導します。
- 継続** ●埋立処分場延命化実施計画中間評価に基づく新たな事業ごみ減量対策（家庭ごみと性状の類似するごみの受入れ継続やプラスチック使用製品ごみの資源化等）を行います。

## (3) 環境に配慮した生活習慣の普及に向けた取組

### ① 普及・啓発

- 拡充** ●ごみ減量・リサイクル推進週間、環境月間、3R推進月間等の啓発を行います。
- 継続** ●マイバック、マイボトル等の普及のための啓発を行います。
- 継続** ●過剰包装を断ることや再生品の積極購入、使い捨て商品の使用抑制等についての啓発を行います。

### ② 修理再生家具の販売

- 継続** ●ごみとして搬入された家具を修理し、販売することで再生使用の啓発を行います。

### コラム① 「リペア文化の普及による環境にやさしい生活」

もし、あなたの家電製品や家具等に不具合が生じたらどうしますか？

まず、修理できないかと考えるのではないのでしょうか。でも、修理しようとインターネット等で検索しても修理代が高すぎることを知り、買い替えを選ぶ人が多いのではないのでしょうか。

こうした中、近年、海外では、修理しやすい製品、製品の修理可能性情報の提供など消費者が修理しやすい環境を享受する権利を「修理する権利」として位置付ける動きが広まっているようです。

このような動きが一般に広く浸透すれば、一部しか壊れていない家具等を簡単に消費者が修理できるような世の中となり、これまで捨てられていた故障品等は「ごみ」ではなくなり、循環型社会形成に大きな力となります。

また、日本には「金継ぎ」という破損した陶磁器を漆で修繕し、壊れる前より価値のあるものとした文化があります。

本市でこれまでに行っている修正再生家具の展示・販売の取組を通じて、今後の啓発施策にも「修理する権利」・「金継ぎの文化」の考え方を踏まえ、更なる排出抑制と再使用の割合を増やし、リペア文化の普及による環境にやさしい生活への転換を促します。

【参考文献】

山川肇：”日本の修理行動と政策の概要”，廃棄物資源循環学会誌，Vol.35，No.3，pp153-160(2024)



## 基本方針 2 リサイクル（資源化）を推進します。

本市ではごみの分別収集後、環境パークにおいて中間処理（汚れたものを取り除き、破砕や圧縮梱包を行います。）を行い、リサイクラー等に売却又は処理委託することで、ごみの資源化を行っています。

この資源化を拡大するためには、分別の徹底や新たな資源化手法の検討・リサイクラーとの協働が必要です。

### (1) 分別の徹底や資源化拡大の取組

#### ① 資源ごみ分別の徹底や資源拡大化に向けた取組

**拡充** ● 広報誌や SNS 等を活用し、市の実施するごみの資源化について定期的にお知らせします。

**拡充** ● ごみの減量や資源化に取組む団体をホームページや広報誌等で積極的に紹介する等、市民の環境意識の向上に取組み、資源ごみ集団回収報奨事業や地域美化活動の拡大に努めます。

**継続** ● プラスチック製容器包装やペットボトルの資源化量を拡大します。

**拡充** ● 食用油等を回収し、リサイクルします。

**継続** ● 回収した小型家電をピックアップし、認定事業者との協働による資源化を行います。

**継続** ● 新たな資源化ルート（供給先）を調査します。

#### ② 民間施設を利用した再生資源化（固形燃料化・熱利用）の取組

**継続** ● 民間事業者による木くずの固形燃料化等の推進を図ります。

**継続** ● 民間委託を含め、食品ごみ処理過程における熱利用等について調査、研究を行います。

#### ③ プラスチック類の適正処理手法の検討・実施

**拡充** ● 容器包装プラスチック類とプラスチック使用製品ごみを一括回収し、プラスチック資源循環促進法第 33 条の規定に基づく再商品化実施者との協働により、再商品化を開始します。

### コラム② 「毎日のごみ捨てをもっと楽しく ちょっとうれしいごみの話」

「ラベルをはがして、ふたをとって、中身を洗って透明の袋に入れて出す…正直、ごみの分別って面倒くさい！」そう思ったことはありませんか。

でも、分別をすることで、すごいことができるようになるのです。

例えば、ペットボトルは、全国的に高いリサイクル率で再生利用される「資源ごみの優等生」ですが、本市では、ペットボトルの「水平リサイクル」を進め、ペットボトルを資源として本市内で何度でも繰り返し再生し、新たな原料を必要としない「資源循環モデル」を生み出すことを目指しています。

ただ、ペットボトルのふたをはずすときにキャップがちぎれたことはありませんか。そうしたときは、スプーンが活躍。持ち手をふたにひっかけて「てこの原理」で外してみてください。気持ちよくなりますよ。



### 基本方針3 ごみの減量・資源化活動を支援します。

#### (1) 市民が取組む資源化システムへの支援

##### ① 地域コミュニティや市民団体が行う資源化活動への支援

**継続** ● 広報誌や SNS 等を活用し、市の実施するごみの資源化について定期的にお知らせします。

**継続** ● 資源ごみ集団回収報奨事業を継続します。

##### ② 美化活動や環境保全活動への支援

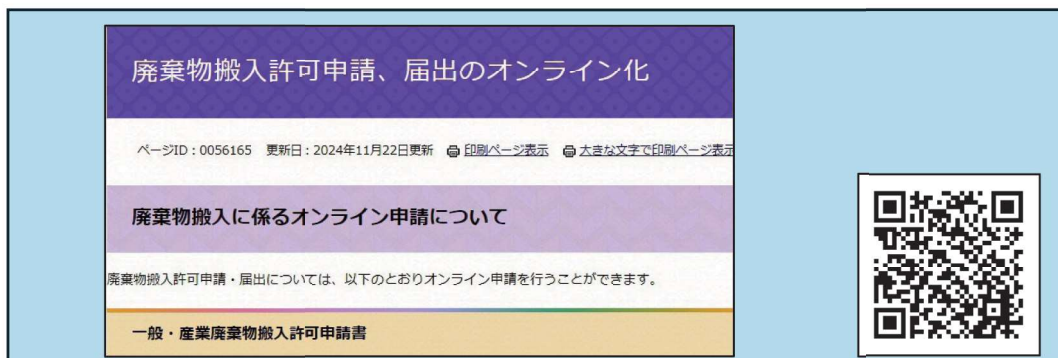
**継続** ● 活動に要する経済的負担を軽減するため、ごみの廃棄手数料を免除します。

##### ③ 地域美化・環境保全活動の評価（表彰）

**継続** ● 市民や市民団体の行う活動の評価（表彰）します。

##### ④ 誰もがわかるごみ分別情報の提供

**継続** ● 市ホームページをプラットフォームとしたごみ出し情報・資源化情報を提供します。併せて、環境パークへの持込申請等の電子化を行います。



#### (2) 事業者が取組む資源化システムへの支援

##### ① 資源回収協力店等の評価（表彰）

**継続** ● 市のホームページ等により、事業者がごみの減量や資源化に取り組むことを奨励し、これらの取組を紹介します。

##### ② 誰もがわかるごみ分別情報の提供

**継続** ● 事業者向け分別情報誌を作成、配布します。

**継続** ● (一社) 京都府産業廃棄物 3R 支援センター等と連携し、事業ごみの減量・資源化に係る支援策を紹介します。



## 基本方針4 環境に配慮したごみの適正処理の仕組みを整備します。

### (1) 市民負担の公平化・適正化の取組

#### ① 指定ごみ袋処理手数料、搬入手数料のあり方

継続

- 市民や事業者の負担の公平化を図り、ごみの適正処理を将来にわたって持続するため、ごみ処理手数料のあり方を検討します。

#### ② 指定ごみ袋容量（種別）及び素材の検討

継続

- 世帯構成の変化に伴う一度に排出する量に合わせた指定袋の作成を検討します。

継続

- 環境に配慮した燃やすごみ専用指定袋※を導入します。

※植物由来のバイオマスプラスチックを25%配合した燃やすごみ専用指定袋を導入し、焼却時のCO<sub>2</sub>削減に取り組んでいます。

#### ③ ごみ出しが困難な世帯への支援

拡充

- 高齢者社会や核家族化の進展に伴い、高齢者のみの世帯が増加するにつれて家庭からのごみ出しに困難を抱える事例が増加しています。

このため、関係機関との協議による高齢者・障害者世帯等のごみ出し困難な世帯への支援施策を検討・実施します。

### (2) 処理困難物を適正に処理できる体制の整備

#### ① 事業者による自主回収要請

継続

- 市内家電量販店等に対して、小型家電や乾電池等の店頭回収を依頼します。

#### ② 処理困難物の廃棄方法の周知

継続

- 環境パークで処理できない家庭ごみの処理方法を分別パンフレット等でお知らせします。（併せて収集事業者を紹介します。）

### (3) 埋立処分場延命化実施計画に基づく事業ごみの受入れ

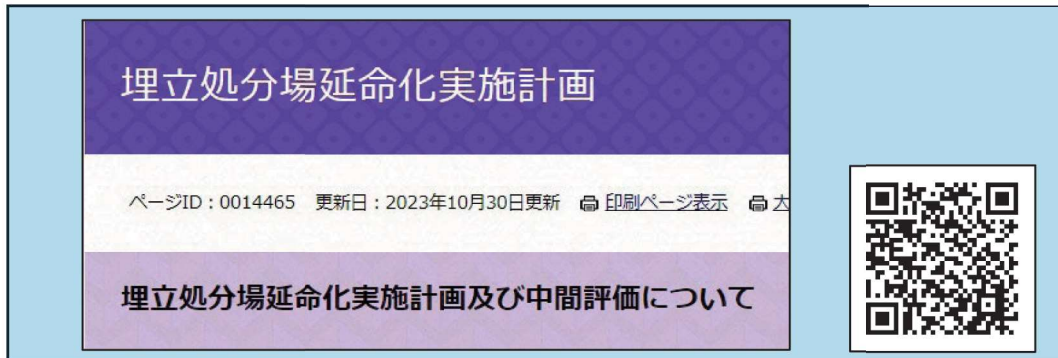
#### ① 事業ごみの処理

継続

●事業ごみについては自己処理を原則とし、独自ルートによる資源化及び適正処理を要請します。

拡充

●埋立処分場延命化実施計画に基づき、不燃系産業廃棄物については原則受入停止としますが、令和 5（2023）年度に行った中間評価により、家庭ごみと性状・形状の類似する一部の事業ごみについては、当面の間、処理を継続することとし、令和 9（2027）年度を目途に再度見直しを行います。



### (4) 施設のあり方検討

#### ① 環境パーク

拡充

●本市のごみの中間処理を担う環境パークにおけるごみ焼却施設は平成 12（2000）年竣工後、平成 25（2013）年から平成 28（2016）年に基幹的設備改良が行われ、令和 6（2024）年で稼働年数が 25 年となります。また、リサイクルプラザは平成 15（2003）年に竣工であり、稼働年数が 22 年となります。基幹的設備改良等により延命化に努めてきているところですが、これまで施設の耐用年数とされてきた 20 年を超える施設となっています。

この際、ごみの排出予測や新たなごみ処理手法の検討など、ごみ処理施設を取り巻く状況を踏まえ、施設の改良による延命化効果と適正規模による施設の更新効果を比較し、施設の整備方針を定める必要があります。

このため、情報の整理等、持続可能なごみ処理のあり方検討に取り組めます。

#### コラム④ 「プラスチック資源循環促進法」

みなさんは、「プラスチック資源循環促進法」ってご存じですか？

これまでもプラスチックの再生等の取組はありますが、この法律は更にその取組を加速しようという法律です。

そして、この法律は市民の皆様のご生活にも関わるようになります。

- ①環境に配慮した製品を、消費者が選択しやすい社会となっていきます。
- ②お店などでは、アメニティ類などの使用の合理化が求められます。
- ③事業者によるプラスチック製品の回収する取組が広がり、再生プラスチックを利用した製品が増えていきます。
- ④容器包装以外のプラスチックも資源として回収する自治体が増えていきます。

特に、④については本市でも既に検討をしております（詳しくは p.19～21 「重点施策 使用済みプラスチック製品の再商品化」をご覧ください！）、今後詳細を決定していく予定です。

今後とも、市民の皆様にご協力をいただくこととなりますがどうぞよろしくお願いいたします。

【参考資料】環境省 HP：「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の普及啓発ページ  
<https://plastic-circulation.env.go.jp/about/shohisha>



## 基本方針 5 不法投棄対策を強化します。

### (1) 不適正排出対策

#### ① 透明ごみ袋の継続使用

- 継続** ●透明指定ごみ袋を使用することで、ごみ袋の中身や他区分のごみの混入を収集時に確認し分別の徹底を図ります。

#### ② 展開検査の実施

- 継続** ●搬入される事業ごみ及び産業廃棄物の展開検査を実施します。

### (2) 不法投棄対策

#### ① 不法投棄パトロールの実施

- 継続** ●市内全域を対象とした不法投棄パトロールを実施します。
- 継続** ●不法投棄警戒箇所へ自治会の協力により啓発看板の設置を行います。
- 継続** ●必要に応じて不法投棄監視カメラ等を設置します。

#### ② 警察等関係機関との連携強化

- 継続** ●警察や京都府と連携し、不法投棄対策を推進します。

#### ③ 啓発

- 継続** ●不法投棄は犯罪であり、広く市民に啓発を行います。

### コラム⑤ 「不法投棄は犯罪です！」

粗大ごみや廃家電等をごみステーションや山林・農地など人の土地へ不法に投棄する行為は、地域の景観や住環境を損ねるだけでなく、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第16条により禁止されている犯罪です。

決められた方以外の方や事業ごみは家庭ごみステーションに出すことはできません。違反すると5年以下の拘禁刑または1,000万円以下の罰金に処し、又はその両方に処せられることがあります。

ごみはごみ箱に！



### 第3節 中間評価や循環型社会形成計画の策定を踏まえた基本方針の見直し (重点施策)

中間評価や循環型社会形成計画の策定を踏まえた基本方針の見直しを行い、今後の重点施策とその施策内容を次に示します。

基本方針1 2R活動の普及・啓発に努めます。	
<b>重点施策</b> 食品ロスの削減に向けて取組めます。	<b>施策内容</b> ・食品ロスダイアリーの普及等、食品ロスの削減に向けた取組事例を紹介します。 ・備蓄食のローリングストックの促進に取組めます。
基本方針2 リサイクルを推進します。	
<b>重点施策</b> プラスチック資源循環促進法に基づく取組を推進します。	<b>施策内容</b> ・容器包装プラスチック類とプラスチック使用製品ごみを一括回収し、プラスチック資源循環促進法第33条の規定に基づく再商品化実施者との協働により、再商品化を開始します。
基本方針3 ごみの減量・資源化活動を支援します。	
<b>重点施策</b> 循環型社会づくりの担い手育成に努めます。	<b>施策内容</b> ・ごみ問題を自分ゴトとして取組む契機とするため、環境学習の充実を図ります。
基本方針4 環境に配慮したごみの適正処理の仕組みを整備します。	
<b>重点施策</b> 高齢化世帯の増加にも対応したごみ収集運搬体制を検討します。	<b>施策内容</b> ・高齢化世帯等のごみ出し困難世帯を対象としたごみの排出支援を行います。
<b>重点施策</b> 持続可能なごみ処理体制の構築を図ります。	<b>施策内容</b> ・ごみ処理の広域化や処理施設の集約化推進、老朽化したごみ処理施設長寿命化・延命化、処理施設におけるエネルギー回収率向上を図ります。

基本方針Ⅰ 2R活動の普及・啓発に努めます。

**重点施策 食品ロスの削減に向けて取組みます。**

**■背景・目的**

循環型社会の実現のためには、自らも廃棄物等の排出者である市民の皆様が、より環境負荷の少ないライフスタイルに積極的に取組み、また、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって地球環境等に影響を及ぼし得るものであることを自分ゴトとして捉えていただくことが重要と考えられます。

こうしたなかで、市（行政）が、市民の皆様に向けて、循環資源を活用した製品を購入・利用することや、循環資源の拠点・店頭回収による環境負荷の削減効果の発信を事業者の皆様と連携して効果的に実施することが必要です。

**■施策内容**

- 食品ロスダイアリーの普及等、食品ロスの削減に向けた取組事例を紹介します。
- 備蓄食のローリングストックの促進に取組みます。

**【補足1】食品ロスダイアリーとは**

食品ロスダイアリーは、皆さんが、ご自身の家庭でどの程度の食品ロスが出ているかを気が付きやすくなるための記録表です。

環境省作成の食品ロスダイアリー

出典：食品ロスポータルサイト（環境省）

7日間でどれだけ食品ロスが出たか計算してみよう

7～13ページで記入した合計の数字(赤い枠の中の数字)を使って、7日間の食品ロスの量を計算してみよう!

7～13ページの赤い枠の中の数字をそのまま書こう

1 食べ残し	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	
	9	9	9	9	9	9	9	
7日間の合計								9

2 手つかず食品

	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
①野菜・果物	9	9	9	9	9	9	9
②魚・貝など	9	9	9	9	9	9	9
③肉	9	9	9	9	9	9	9
④たまご・牛乳	9	9	9	9	9	9	9
⑤おかし	9	9	9	9	9	9	9
⑥その他	9	9	9	9	9	9	9

7日間の合計

①野菜・果物	9
②魚・貝など	9
③肉	9
④たまご・牛乳	9
⑤おかし	9
⑥その他	9

赤い枠の中の数字を次のページに書きうつしてね!

14

**【補足2】ローリングストックとは**

ローリングストックとは日頃から使用している食品を少し多めに買い置きし、賞味期限を考えて古いものから使用し、使用した分だけ新たに買い足すという備蓄方法です。こうすることで、常に一定の食品が家にある状態を保つことができます。

出典：食品ロスにしない備蓄のすすめ

(ふだん使いでカンタン備蓄) (消費者庁)



基本方針 2 リサイクルを推進します。

**重点施策 プラスチック資源循環促進法に基づく取組を推進します。**

■背景・目的

プラスチック資源循環促進法に基づき、本市におけるプラスチック使用製品ごみの収集・中間処理・再商品化スキームを「プラスチック使用製品ごみの再商品化ふくちやまモデル」としてとりまとめました。

今後、このモデルの検証を進め、課題抽出と効果試算を行った上で、市民の皆様と協働し、プラスチックの使用製品ごみの再商品化を推進することとします。プラスチック資源循環促進法の概要を次に示します。

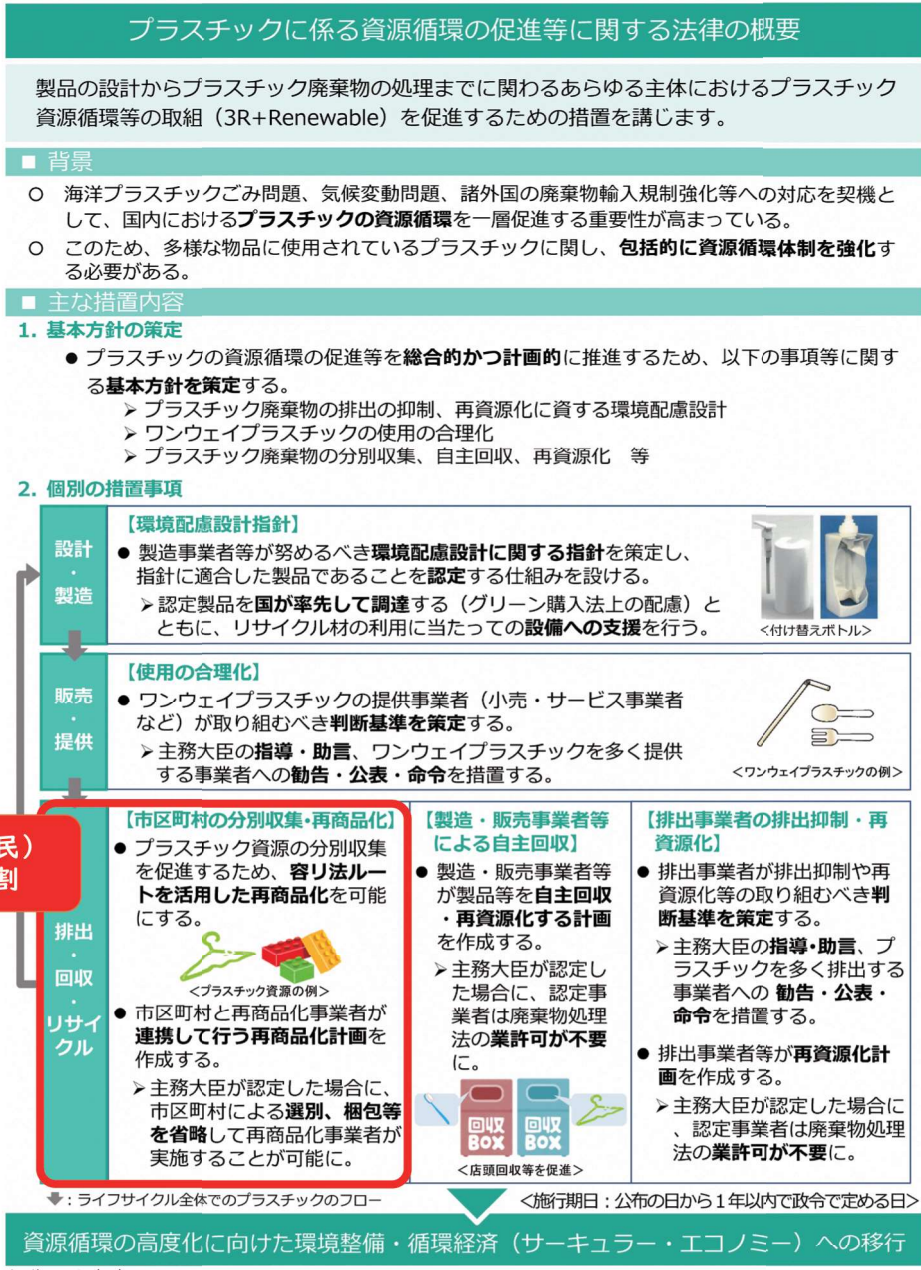
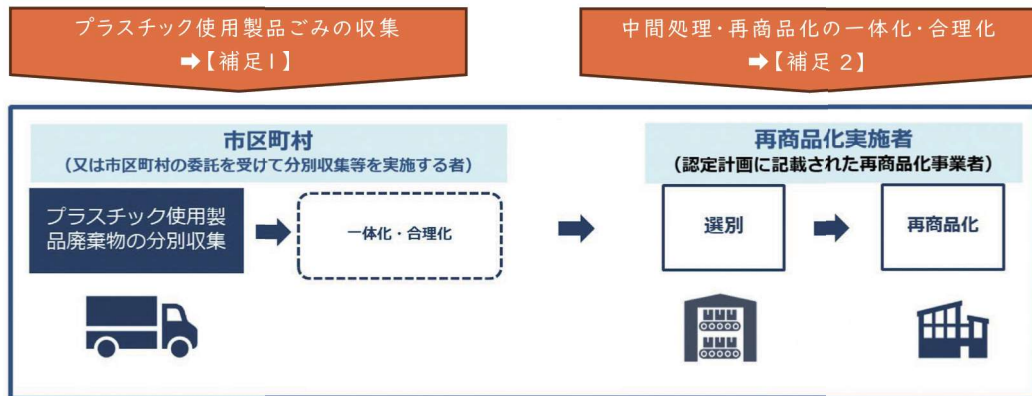


図 2-3-1 プラスチック資源循環促進法の概要

## ■ 施策内容

- 容器包装プラスチック類とプラスチック使用製品ごみを一括回収し、プラスチック資源循環促進法第 33 条の規定に基づく再商品化実施者との協働により再商品化を行うスキームを「ふくちやまモデル」として位置づけ、「再商品化計画」として主務大臣の認定を受けた上で、容器包装プラスチック類を含むプラスチック使用製品ごみのリサイクルに取り組めます。



注) 再商品化実施者

主務大臣に認定を受けた再商品化計画に基づき、市からの委託を受けてプラスチック使用製品ごみの再商品化を行う業者をいいます。

出典：「プラスチックに係る資源循環促進等に関する法律について」(経済産業省 環境省)

図 2-3-2 プラスチック使用製品ごみの再商品化 ふくちやまモデルの概要

### 【補足1】プラスチック使用製品ごみの収集（容器包装プラスチック類との一括回収）

既存の収集曜日の設定等、収集経路等の収集運搬計画を大きく変えず移行できることや、先進市における実証実験の住民アンケート調査によると、理解しやすいと住民から支持されている分別収集方法であることから、従来資源ごみとして回収されてきたプラスチック容器包装類と、容器包装以外のプラスチック使用製品ごみを一括して回収することとします。



図の出典：環境省 HP



本市で収集するプラスチック使用製品ごみは、発火、けがなどの危険のあるもの以外で、プラスチックのみで組み立てられている商品、あるいは大部分がプラスチックで組み立てられている商品を原則とします。

**【補足 2】再商品化実施者による中間処理・再商品化の一体化・合理化**

プラスチック資源循環促進法第 33 条に基づき、本市が単独で又は再商品化事業者と協働して再商品化計画を作成し、主務大臣の認定を受けることで、再商品化事業者と連携してプラスチック使用製品ごみの再商品化を行うこととします。

この際、これまで市が行ってきた一括収集したプラスチック使用製品ごみの選別等中間処理工程を実施者が行う再商品化工程と一体化することにより、経費の縮減を図ります。

なお、再商品化とは、プラスチック資源循環促進法第 2 条第 5 項から第 8 項で規定された再生利用のうち、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクル又はその併用による資源化手法を採択することとします。

**再商品化**

再使用  
(リユース)

再生使用 (リサイクル)

- ・マテリアルリサイクル
- ・ケミカルリサイクル  
(原料・モノマー化、ガス化、油化、高炉還元剤化、コークス炉化学原料化)
- ・サーマルリサイクル (固形燃料化)
- ・サーマルリサイクル (ごみ焼却熱利用・発電)

プラスチック資源循環促進法第 2 条第 5 項から第 8 項で規定された再生利用

**■プラスチック使用製品ごみの再商品化 ふくちやまモデルのモニタリング**

ふくちやまモデルの実施にあたっては、次の手順に基づき、検証・課題抽出・対応策の検討による改善を図ります。

プラスチック使用製品ごみの再商品化へのステップ	
STEP.1	プラスチック使用製品ごみの排出量及び収集量の推計
STEP.2	現状のプラスチック使用製品ごみ処理方法の整理
STEP.3	プラスチック使用製品ごみ再商品化スキームの検討
STEP.4	再商品化ふくちやまモデルのモニタリング *処理コストやCO <sub>2</sub> 排出量の試算を行います。 *一括収集の実証等により、収集・移送処理の課題を抽出し、対応策を検討します。
STEP.5	中間処理施設 (体制) の整備
STEP.6	プラスチック使用製品ごみ再商品化計画の大臣認定
STEP.7	再商品化ふくちやまモデルの実施

実施済み ↑

基本方針3 ごみの減量・資源化活動を支援します。

**重点施策 循環型社会づくりの担い手育成に努めます。**

## ■背景・目的

ごみ処理は社会生活を営むうえで、必ず必要となる機能であり、将来なくなることはありません。

今後、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式から脱却し、循環経済における質の高い社会生活を営むためには、同じ社会で生活する人々が同じ経験をし、同じ問題意識を持つことが重要と考えられます。

こうした中、本市におけるごみ処理施設を通じて、ごみ問題に取り組む機会を市民の皆様を提供することが必要です。

## ■施策内容

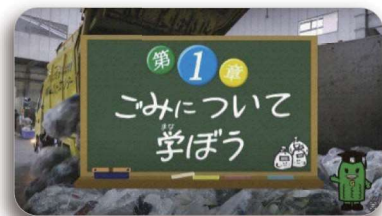
- ごみ問題を自分ゴトとして取り組む契機とするため、市立小学校との協働により、小学校4年生社会科学習課程「私たちの生活とごみ」と連携した学習教材を作成し、ごみ問題を自分ゴトとして身近に考えられるよう工夫した環境学習を行います。

### 【補足1】映像教材「(啓発編)私たちの生活とごみ」

啓発編では、ごみが生まれるプロセスを知り、生活の中で自分たちができることを考える契機となるよう、課題提起を行うものとして3部構成(ごみについて学ぼう・ごみについて考えよう・できることから始めよう)で作成しました。

#### 第1章 ごみについて学ぼう

「ごみが生まれるプロセスを知り、ごみを身近に捉える」ことを目的に、身の回りのごみの種類やまだ使えるものが捨てられている現状を紹介し、ごみについての情報を学ぶ章となっています。



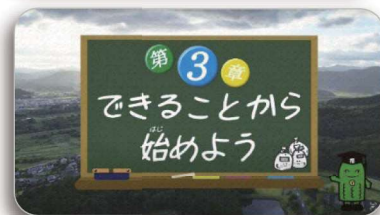
#### 第2章 ごみについて考えよう

「ごみ問題を解決する工夫を知る」ことを目的に、3Rの説明や重要性、私たちが住む福知山市で実際に行っている取組を紹介し、ごみを減らすさまざまな方法を学ぶ章となっています。



#### 第3章 できることから始めよう

「ごみを出来るだけ出さない工夫を考える」ことを目的に、ごみを減らすためにみんなでできそうなことは何かを考え、みんなで実際に行っていこうと働きかける章となっています。



【補足 2】映像教材「(施設紹介編) ごみ処理リサイクル施設 福知山市環境パーク」

施設紹介編では、福知山市環境パークの施設紹介を通じて、本市で発生したごみの収集・資源化・最終処分工程をお知らせし、分別などごみの減量・資源化への協力を呼び掛ける内容としました。



【補足 3】配布資料「このままごみを出し続けてもいいのかな？」

環境学習教材と併せて、福知山市環境パークの施設見学時や小学校 4 年生社会科学習時の振り返り学習等に役立ててもらうため、ごみ処理に関する資料や自分たちにできることをパンフレットとしてまとめ配布しています。

**できることからやってみよう!**

ものを買う時などごみになるものはなるべく選ばずに、長く使えるものを選んでみよう!

ごみになるものを減らす意識を持つことが大切だね! みんなはどんなことに取り組んでいるかな?

お花に書いてある取り組みができていたら、お花の  に  してみよう! 何個取り組んでいるかな?

- 使い捨てのスプーンやフォーク、ストロー、レジ袋などは使わない!
- マイボトルを使おう!
- マイバッグを持ち歩こう!
- プラスチック容器は再利用しよう!
- くり返し使えるものは大切に使う!
- リサイクルショップを利用しよう!
- 資源ごみは分別しよう!
- 着られなくなった服は人にゆずろう!

みんなで ECO の花をつなげていこうね!

基本方針 4 環境に配慮したごみの適正処理の仕組みを整備します。

**重点施策 高齢化世帯の増加にも対応したごみの収集・運搬体制を検討します。**

## ■背景

高齢化社会や核家族化の進展等に伴い高齢者のみの世帯が増加しており、高齢化は今後数十年にわたり続く見込みであることから、市においても今後ごみ出しが困難となる世帯が増加することが想定されます。

本市においては、各地域においてごみ出し困難世帯支援を独自に行われているところですが、公的支援を必要とする地域も存在します。

## ■施策内容

- ごみ出し困難世帯を対象とした支援を行います。

## ■ごみ出し支援ふくちやまモデルの検討手順

本市の実情にあった高齢者等のごみ出し支援制度を検討するにあたっては、次の手順に基づき、検討・運用・改善を図ります。

### ごみ出し支援ふくちやまモデルの検討手順

STEP.1 導入前の実情把握	<ul style="list-style-type: none"><li>・福祉部局と連携し、ごみ出し困難な高齢者等の実態把握や福祉サービスや地域コミュニティの共助取組等の把握を行います。</li><li>・必要コスト見積、収入確保案の検討を行います。</li></ul>
STEP.2 計画	<ul style="list-style-type: none"><li>・支援内容や利用者要件を検討し、実施要綱を策定します。<ul style="list-style-type: none"><li>*支援対象とすることみの種類（燃やすごみ・燃やさないごみ・資源ごみ、粗大ごみ、混合ごみ等）を定めます。</li><li>*運搬員の支援範囲（家の中・玄関前・集積所収集）を、ごみの種類ごとに定めます。</li><li>*利用者条件（年齢、世帯構成、要支援・要介護認定・障害者認定のほか、特例事由等の要件）を定めます。</li></ul></li></ul>
STEP.3 運用	<ul style="list-style-type: none"><li>・実施要綱に基づき、ごみ出し支援を実施します。</li></ul>
STEP.4 評価	<ul style="list-style-type: none"><li>・モニタリングを実施し、必要な見直しを行います。</li></ul>

基本方針 4 環境に配慮したごみの適正処理の仕組みを整備します。

**重点施策 持続可能なごみ処理体制の構築を図ります。**

## ■背景

本市のごみの中間処理を担う環境パークにおけるごみ焼却施設は平成 12（2000）年度の竣工後、平成 25（2013）から 28（2016）年度に基幹的設備改良が行われ、令和 6（2024）年度で稼働年数が 25 年となります。また、リサイクルプラザは平成 15（2003）年度に竣工であり、稼働年数が 22 年となります。

基幹的設備改良等により延命化に努めてきているところですが、いずれも 20 年を超える施設となっています。

施設維持管理の面では、経年劣化による維持管理コストの増大、人口減少に伴う廃棄物総処理量の減少傾向による処理施設容量の過剰化の課題があり、社会的情勢の面では、温室効果ガス排出抑制の要望、「京都府ごみ処理広域化プラン」に示されるごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化の検討など、本市のごみ処理を取り巻く状況が大きく変化しています。

## ■施策内容

●プラスチック使用製品ごみの再商品化事業の実施により、ごみの収集・中間処理のあり方を見直す必要があります。このことに併せて、長期的な観点からごみの収集体制、中間処理・最終処分体制や資源化の最適なあり方について検討を行い、持続可能なごみ処理体制の構築とごみ処理費用の縮減を図ります。

この際、ごみの排出予測や新たなごみ処理手法の検討などごみ処理施設を取り巻く状況を踏まえ、施設の改良による延命化効果と適正規模による施設の更新効果を比較し、施設の整備方針を定める必要があります。

このため、民間事業者等から情報収集を行うなど、持続可能なごみ処理のあり方検討に取り組めます。

## ■ごみ処理施設のあり方の検討手順

本市において、将来にわたる持続可能なごみ処理体制の整備を図るためには、本市の廃棄物排出予測等を行い、処理施設を取り巻く状況を把握する必要があります。

環境パークにおける「施設の基幹的改良による延命化効果」と「適正規模による施設更新効果」に係るライフサイクルコストの比較等を行い、ごみ処理施設の整備方針を定め、効率的な改修・維持管理を行う必要があります。

併せて、処理範囲の広域化や民間事業者主導の施設運営について検討し、持続可能なごみ処理体制のあり方を示し、市民の皆様にご理解いただくことが大切です。

このため、次に示すようなステップで検討を進めます。

### ごみ処理施設のあり方の検討手順

---

STEP.1	現状把握と新たな ごみ処理方法の検討	<ul style="list-style-type: none"><li>・将来ごみ排出量を推計します。</li><li>・ごみ処理費用の検証と負担のあり方を検討します。</li><li>・ごみ処理施設の老朽化や最終処分場の埋立可能量を推計します。</li><li>・周辺自治体のごみ処理施設稼働状況及び民間ごみ処理施設状況を調査します。</li></ul>
STEP.2	情報収集	<ul style="list-style-type: none"><li>・民間事業者等から情報収集を行い、本市が実施可能なごみ処理体制・施設整備手法・事業運営方式等を検討します。</li></ul>
STEP.3	施設の延命化・ 更新条件の設定	<ul style="list-style-type: none"><li>・施設の延命化、更新にかかる費用、条件、課題を整理します。</li></ul>
STEP.4	ごみ処理施設の あり方基本構想の策定	<ul style="list-style-type: none"><li>・現状分析、課題抽出、課題解決方針の検討、広域化・民間事業者との協働等の比較検討により、ごみ処理施設のあり方をまとめます。</li></ul>

---

## 第4節 ごみの減量化及び資源化の目標

ごみ排出量の予測及び目標設定は次の手順で行いました。

### ごみ排出量の予測及び目標の設定手順

STEP.1	ごみ排出量の予測 (何もしなかった場合)	現状の排出状況を継続した場合における将来のごみ排出量を予測しました。
STEP.2	取組内容を踏まえた排出予測の見直しと資源化目標の再設定	減量化・資源化に取組んだ場合におけるごみ排出量の減量効果を算出しました。なお、今後、プラスチック使用製品ごみの再商品化や産業廃棄物の受入見直しを踏まえ、適切な時期に排出予測を見直し、併せて資源化目標の再設定を行います。
STEP.3	ごみの排出量の予測 (対策を実施した場合)	何もしなかった場合のごみ排出量から取組による減量効果を差し引いてごみ排出量を予測しました。 この予測値を目標値としました。

## 4 ごみの排出抑制目標

基本方針の施策を実施することにより、排出抑制目標を次のように設定します。

家庭・事業ごみについては、計画当初の目標値から変更しません。

なお、産業廃棄物に関しては受入れ方針の変更により、計画当初の目標値を見直します。

### (1) 家庭・事業ごみ、産業廃棄物の排出目標

#### ④ 家庭ごみ量（家庭から排出される1人1日当たりの排出量）

中間年度 令和7（2025）年度 : 516.7g  
(令和元（2019）年度比 2.5%削減)

最終年度 令和12（2030）年度 : 503.5g  
(令和元（2019）年度比 5.0%削減)

#### ⑤ 事業ごみ量

中間年度 令和7（2025）年度 : 令和元（2019）年度比  
5.0%以上の削減（7,437t/年以下）

最終年度 令和12（2030）年度 : 令和元（2019）年度比  
10.0%以上の削減（7,046t/年以下）

#### ⑥ 産業廃棄物量

中間年度 令和7（2025）年度 : 令和元（2019）年度比  
25.0%以上の削減（5,517t/年以下）

最終年度 令和12（2030）年度 : 令和元（2019）年度比  
30.0%以上の削減（5,150t/年以下）

注）不燃系産業廃棄物一部受入停止分を含み52%の処理量削減（3,500t/年以下）

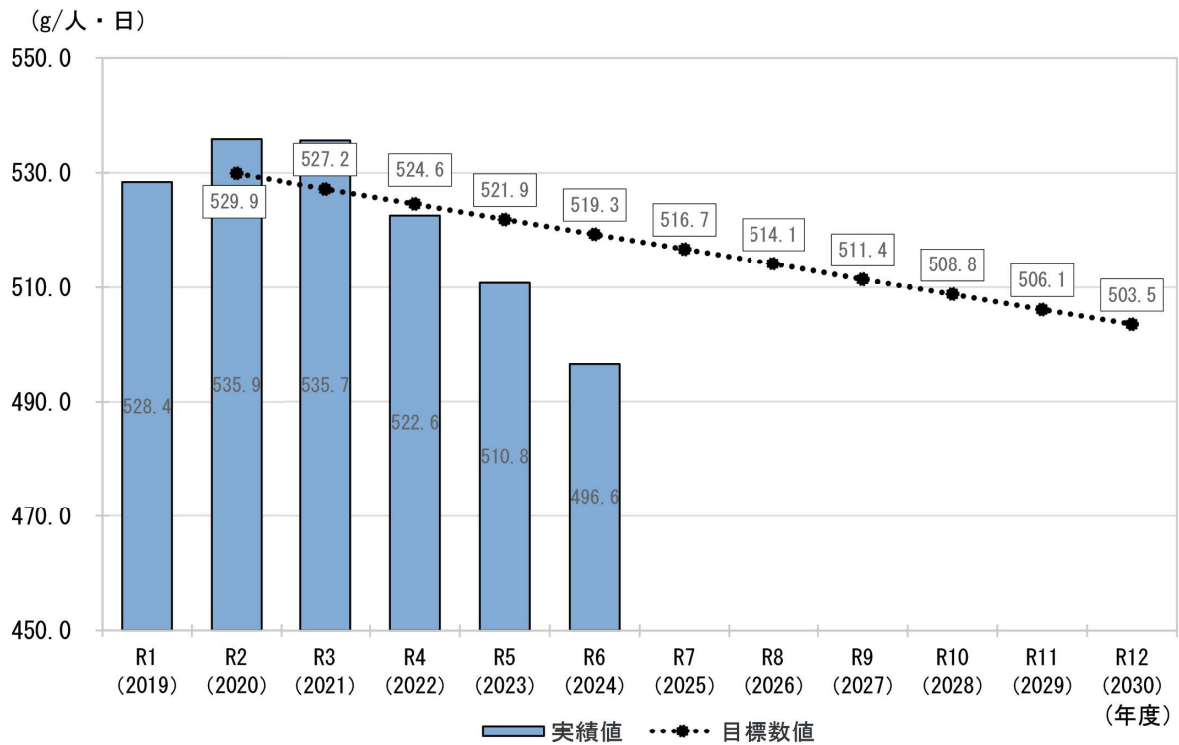


図 2-4-1 1人1日当たりの家庭ごみ排出量推移と目標

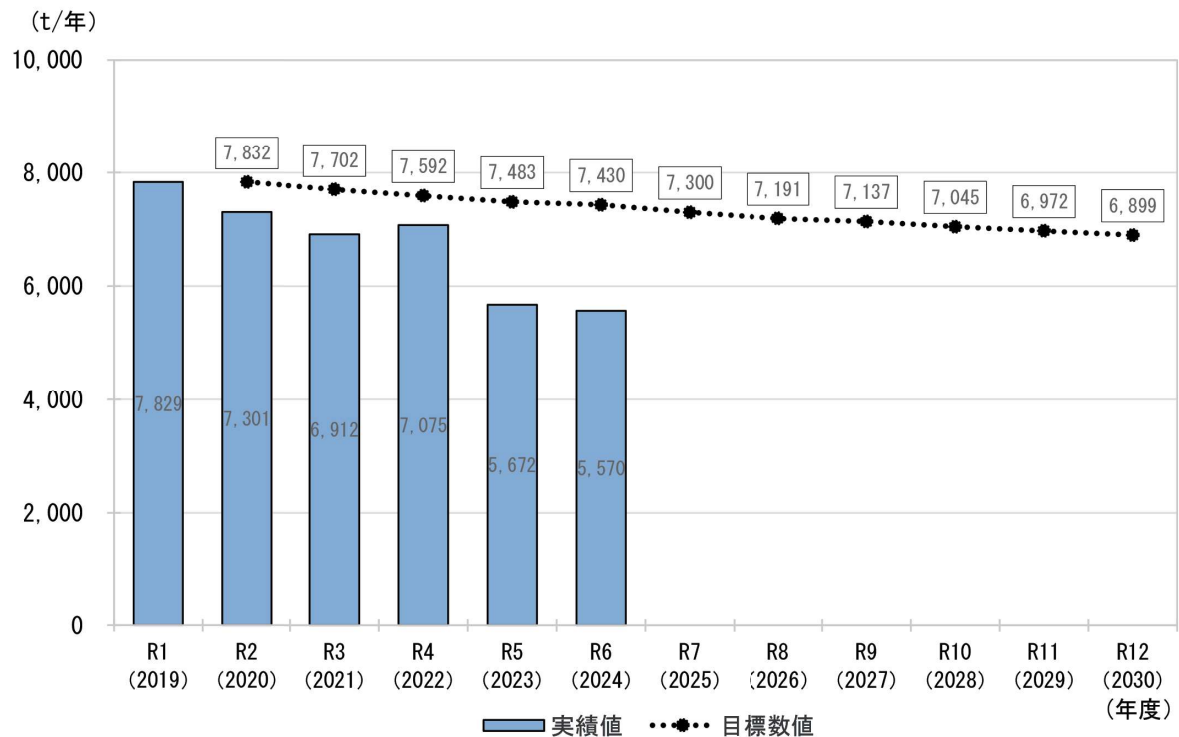


図 2-4-2 事業ごみ量の排出量推移と目標

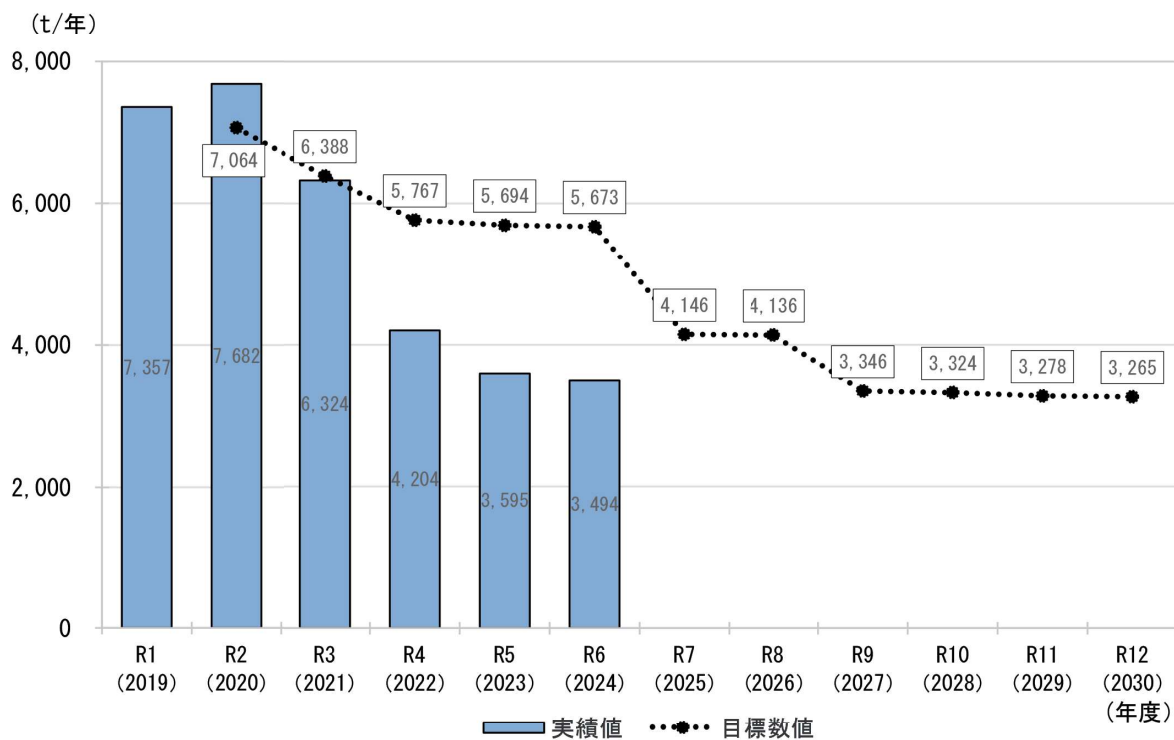


図 2-4-3 産業廃棄物の排出量推移と目標

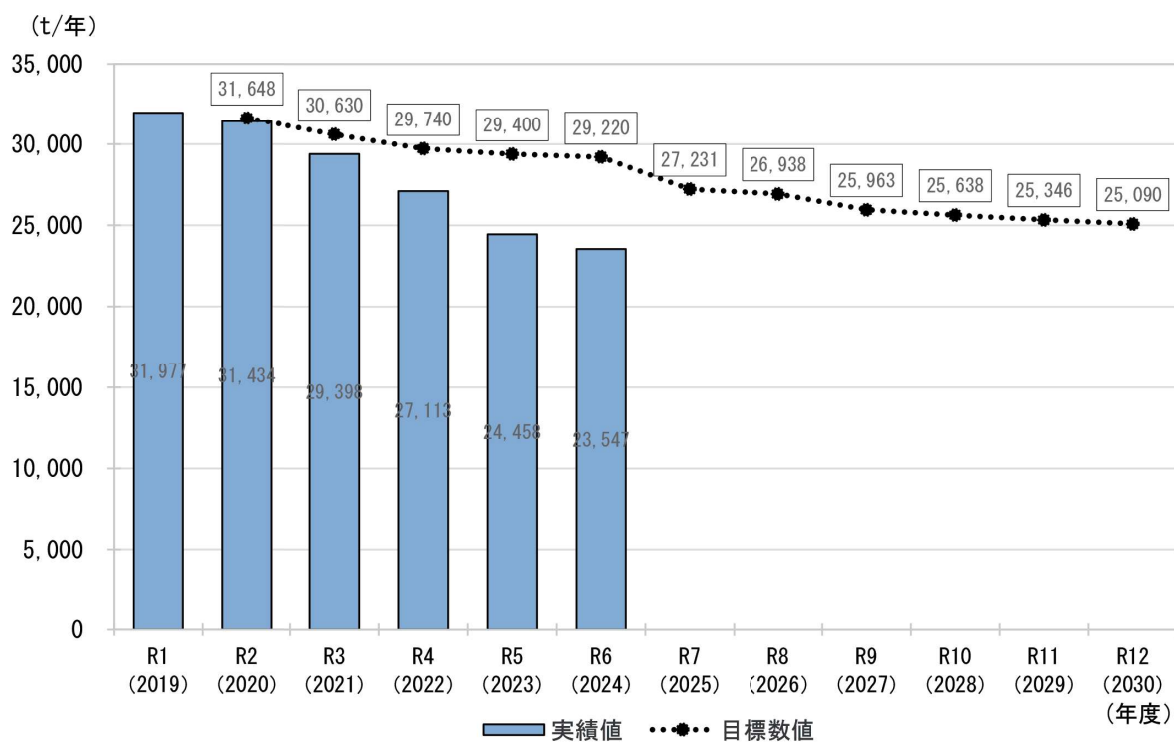


図 2-4-4 ごみ排出量推移と目標

## 5 取組内容を踏まえた排出予測の見直しと資源化目標の再設定

ここでは、目標達成のために効果のある取組みについて、減量効果を算出しました。

市民・事業者の減量化にかかる減量効果については、ごみ処理基本計画策定時の当初計画における削減効果を見込みますが、不燃系産業廃棄物の削減効果については、令和 7（2025）年度に実施予定としていた不燃系産業廃棄物の受入れを全て停止する計画について再見直しを行い、一部受入れを行う計画に変更したため、削減効果についての再試算を行いました。

### (1) 減量化の取組

#### ① 市民の取組

市民の取組による減量効果は次に示すとおりです。

表 2-4-1 市民の取組による減量効果

単位：g/人・日

取組事例	令和元(2019)年における燃やすごみ ちゅう芥類 1人当たりの発生量	令和 7 (2025)年における 減少量	令和 12 (2030)年における 減少量	取組による 減量効果
食品ロスの減量	113.95	5.6	11.3	R7 : 5% R12 : 10%
水切りの励行		3.4	3.4	R7 : 3% R12 : 3%
生ごみたい肥化の促進		2.3	3.9	R7 : 2.1% <sup>※1</sup> R12 : 3.5% <sup>※2</sup>
その他家庭での排出抑制		1.9	7.8	—
合計		13.2	26.4	—

※1 70%（ちゅう芥類のうちたい肥化する割合）×3%（普及率）

※2 70%（ちゅう芥類のうちたい肥化する割合）×5%（普及率）

#### ② 事業者の取組

事業者の取組による減量効果は次に示すとおりです。

表 2-4-2 事業者の取組による減量効果

単位：t/年

取組事例	令和元 (2019)年における事業 ごみ発生量	令和 7 (2025)年における 減少量	令和 12 (2030)年における 減少量	取組による 減量効果
燃やすごみとして排出している紙類の資源化促進	7,829	529 以上	930 以上	R7 : 5%以上 R12 : 10%以上
燃やすごみとして排出しているプラスチック類の資源化促進				
過剰包装の抑制				
環境物品等の使用促進・使い捨て品の使用抑制				
食品ごみ等の排出抑制				

### ③ 市（行政）の取組

市（行政）の取組による減量効果は次に示すとおりです。

計画当初においては、令和 7（2025）年度以降の不燃系産業廃棄物については全て受入れを停止する計画とし、85%以上の減量効果を見込んでいましたが、当面の間、一部受入れを行う計画に変更したため、現状の不燃系産業廃棄物の内訳を考慮し、52%以上の減量効果としました。

表 2-4-3 市（行政）の取組による減量効果

取組事例	令和元 (2019)年に おける 不燃系産業 廃棄物発生量	令和 7 (2025)年に おける減量量	令和 12 (2030)年に おける減量量	取組みによる減量効果
	t/年	t/年	t/年	
不燃系産業廃棄物 処理手数料の改定 (R2 年度実施)	6,247	1,562	1,562	R7 : 25% R12 : 25%
不燃系産業廃棄物の 一部受入れ停止		3,248 以上	3,248 以上	R7 : 52%以上 R12 : 52%以上

### (2) 資源化の取組

市（行政）の取組による家庭ごみ減量効果及び事業ごみ減量効果は次に示すとおりです。

表 2-4-4 市（行政）の取組による家庭ごみ減量効果

単位：g/人・日

取組事例	取組による減量効果
その他プラスチック製容器包装 廃棄物の分別回収	R7 : 5.0 R12 : 8.0
プラスチックごみの資源化	R7 : 5.0 R12 : 5.0

表 2-4-5 市（行政）の取組による事業ごみ減量効果

取組事例	単位	取組による減量効果
プラスチックごみの資源化	g/人・日	R7 : 5.0 R12 : 8.0
草・剪定枝の資源化	t/日	R7 : 5.5 R12 : 5.5

表 2-4-6 市（行政）の取組による産業廃棄物減量効果

単位：t/年

取組事例	取組による減量効果
下水汚泥の有効利用	R9 以降：約 800

### (3) 埋立残余容量確保の取組

埋立残余容量の確保による効果は次に示すとおりです。

表 2-4-7 埋立残余容量確保による効果

単位：m<sup>3</sup>

実施予定年度	増加予定容量
令和 9 (2027) 年度	40,000
令和 11 (2029) 年度	229,000

### 3 資源化目標

基本方針の施策を実施することにより、一般廃棄物の資源化目標を次のとおり設定します。資源化促進を行った場合の資源化量は次に示すとおりです。

中間年度 令和 7 (2025) 年度 : 27.0%以上の資源化率

最終年度 令和 12 (2030) 年度 : 28.0%以上の資源化率

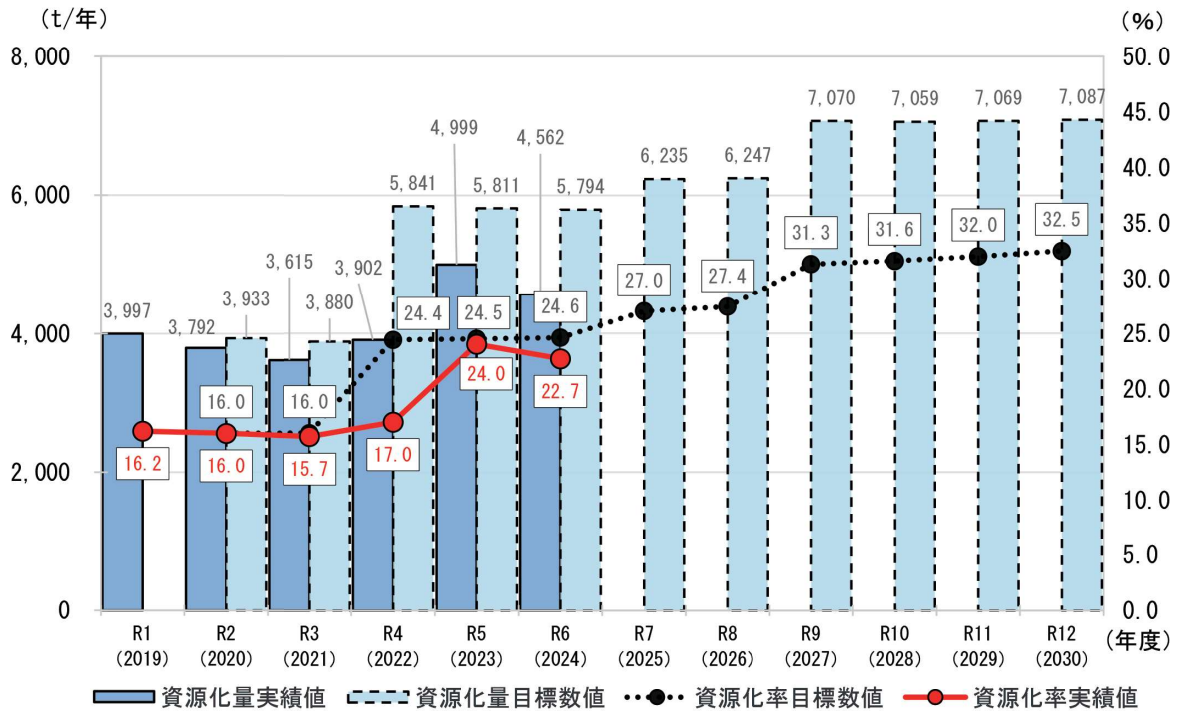


図 2-4-5 資源化目標

#### 4 最終処分目標

基本方針の施策を実施することにより、搬入ごみ（廃棄物）の減量に併せて、最終処分量（残渣量）の減量を図り、埋立処分場の延命化に取り組めます。

一部受入れを行う産業廃棄物については直接埋立を実施せず、展開処理してから埋立を行うため、資源化処理残渣に含めました。

最終処分量は図 2-4-6、最終処分容量は図 2-4-7 に示すとおりです。

中間年度 令和 7（2025）年度 : 最終処分量 8,500t/年以下  
 （最終処分率 30.0%以下）

最終年度 令和 12（2030）年度 : 最終処分量 8,000t/年以下  
 （最終処分率 28.0%以下）

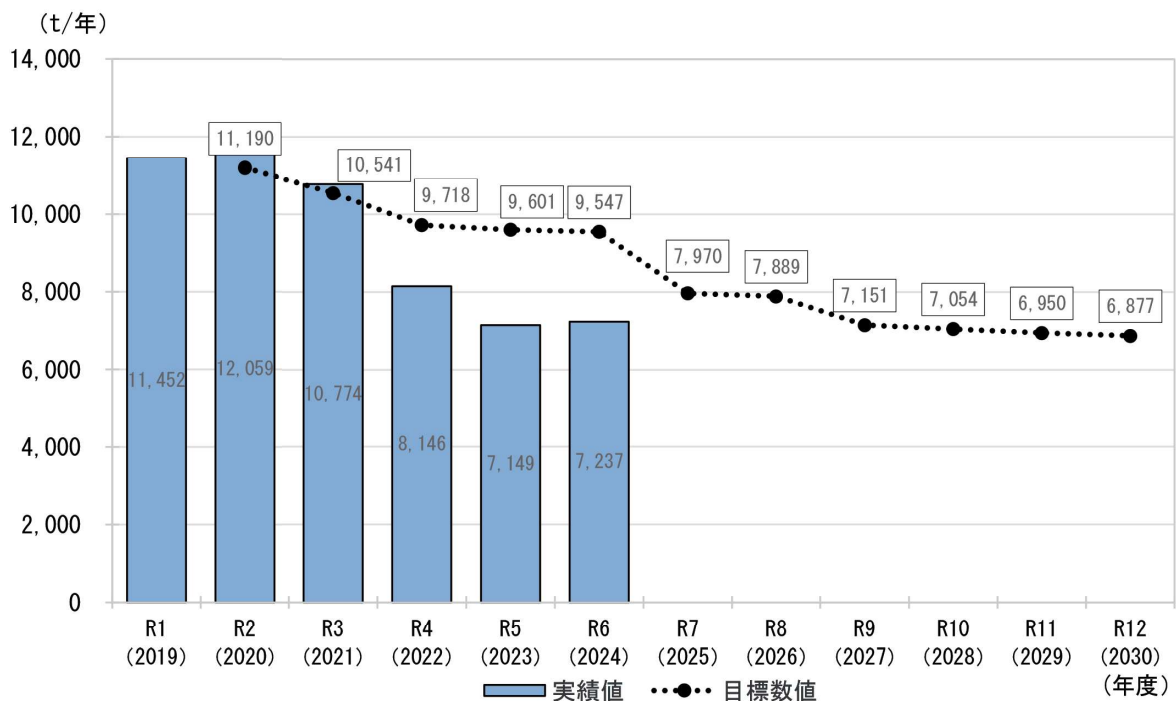


図 2-4-6 最終処分量目標

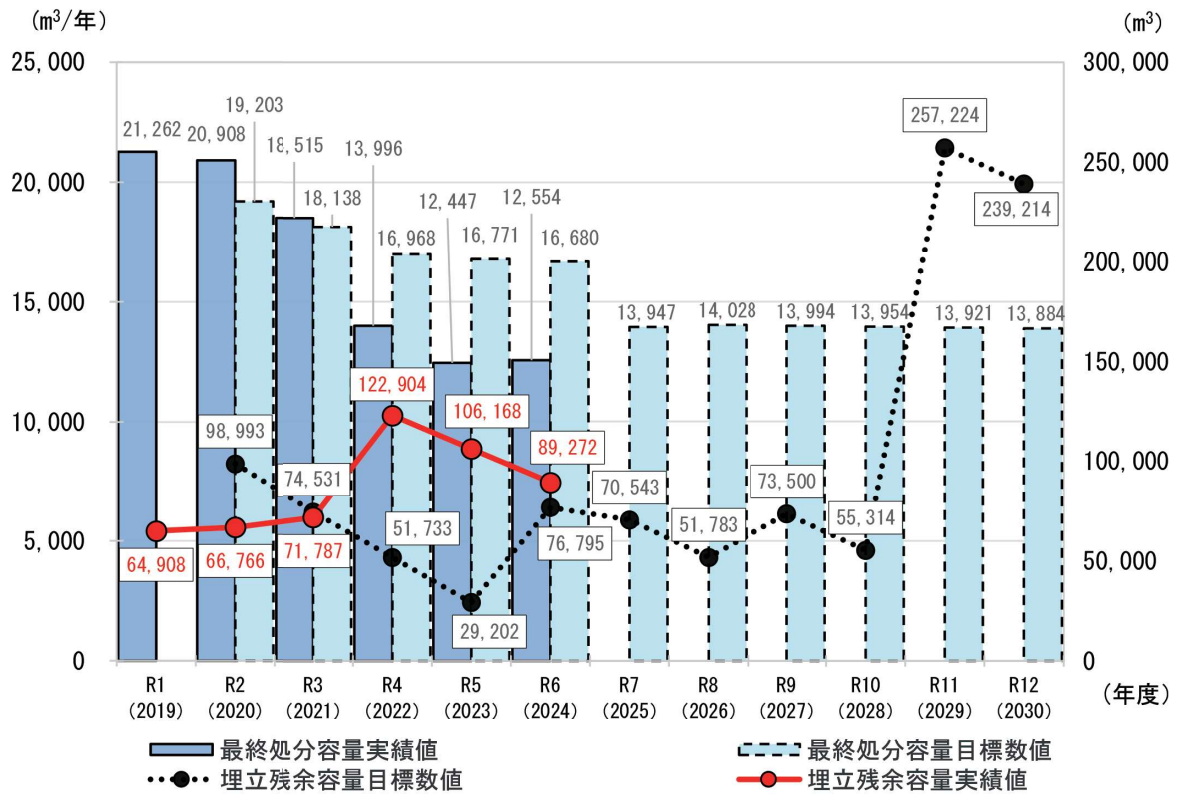


图 2-4-7 最終処分容量目標

## 第5節 循環型社会形成の全体像に関する指標

第五次循環型社会形成推進基本計画においては、「循環型社会の全体像に関する指標」と5つの柱（重点分野）別に「循環型社会形成に向けた取組の進展に関する指標」が設定されました。

このため、本市においても、以下に示す関連指標についてフォローアップを行うこととします。

### 1 循環型社会に関する全体像に関する指標

#### (1) 物質フロー指標

どれだけの資源を採取、消費、廃棄しているかその全体像を的確に把握するため、「もの」の流れ（物質フロー）の3つの断面である「入口」、「循環」、「出口」を代表して設定された指標のうち、関連指標として最終処分量をフォローアップします。

表 2-5-1 本市における最終処分量の推移及び令和12（2030）年度の目標値

年度	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R12 (2030)
最終処分量	11,452	12,059	10,774	8,146	7,149	7,237	6,877

単位：t/年

#### (2) 取組指標

物質フロー指標では表すことのできない、循環型社会形成のための取組の進展度合いを計測・評価するための指標のうち、関連指標として廃棄物部門由来の温室効果ガス排出量（燃やすごみ焼却に伴う二酸化炭素排出量）をフォローアップします。

表 2-5-2 燃やすごみのうち廃プラスチック焼却に伴う二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出量の推移

項目	単位	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
A:燃やすごみ処理量 (家庭ごみ+事業ごみ)	t/年 (湿重量基準)	16,664	16,342	16,253	14,374	13,904
B:燃やすごみ中の 廃プラスチック類の比率※1	% (湿重量基準)	14.4	16.4	16.0	10.8	13.8
C:水分含有率※2	%	40.6	42.8	39.9	46.2	42.6
D:炭素排出係数※3	t-C/t	0.754	0.754	0.754	0.754	0.754
E:44/12 (CからCO <sub>2</sub> への変換)	t-CO <sub>2</sub> /t-C	3.67	3.67	3.67	3.67	3.67
F:A×B×(100-C)×D×E 廃プラスチック焼却に伴うCO <sub>2</sub> 発生量※4	t-CO <sub>2</sub>	394,426	424,212	432,479	231,111	304,767

※1 組成分析調査結果（年4回実施）における「ビニール、ゴム、合成樹脂、皮革類」の平均値

※2 組成分析調査結果（年4回実施）における「水分」の平均値

※3 地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（算定手法編）（令和4年、環境省）

※4 算出方法は※3で示したマニュアルに従っています。

表 2-5-3 燃やすごみのうち合成繊維焼却に伴う二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>) 排出量の推移

項目	単位	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
G:燃やすごみ処理量 (家庭ごみ+事業ごみ)	t/年 (湿重量基準)	16,664	16,342	16,253	14,374	13,904
H:燃やすごみ中の 合成繊維の比率※ <sup>1</sup>	% (湿重量基準)	30.5	30.3	28.2	29.4	33.6
I:水分含有率※ <sup>2</sup>	%	40.6	42.8	39.9	46.2	42.6
J:炭素排出係数※ <sup>3</sup>	t-C/t	0.624	0.624	0.624	0.624	0.624
K:44/12 (CからCO <sub>2</sub> への変換)	t-CO <sub>2</sub> /t-C	3.67	3.67	3.67	3.67	3.67
L:G×H×(100-I)×J×K 合成繊維焼却に伴うCO <sub>2</sub> 発生量※ <sup>4</sup>	t-CO <sub>2</sub>	691,379	648,626	630,823	520,664	614,104

※<sup>1</sup> 組成分析調査結果(年4回実施)における「紙・布類」の平均値×53.2%

※<sup>2</sup> 組成分析調査結果(年4回実施)における「水分」の平均値

※<sup>3</sup> 地方公共団体実行計画(事務事業編)策定・実施マニュアル(算定手法編)(令和4年、環境省)

※<sup>4</sup> 算出方法は※<sup>3</sup>で示したマニュアルに従っています。

表 2-5-4 燃やすごみ焼却に伴う二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>) 排出量の推移

項目	単位	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
F:廃プラスチック焼却 に伴うCO <sub>2</sub> 発生量	t-C/t	394,426	424,212	432,479	231,111	304,767
L:合成繊維焼却に伴う CO <sub>2</sub> 発生量	t-CO <sub>2</sub> /t-C	691,379	648,626	630,823	520,664	614,104
M:F+L 燃やすごみ焼却に伴う CO <sub>2</sub> 発生量	t-CO <sub>2</sub>	1,085,805	1,072,838	1,063,302	751,775	918,871

## 2 循環型社会形成に向けた取組の進展に関する指標

### (1) 地域特性を活かした廃棄物の排出抑制・循環利用の状況を示す指標

多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現の進展を示す指標のうち、関連指標として以下の3つの指標をフォローアップします。

## ① 地域ごとの一般廃棄物の排出量

表 2-5-5 本市におけるごみ総処理量の推移

単位：t/年

年度	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
ごみ総処理量 (集団回収ごみを含む)	23,752	23,074	22,909	20,864	20,053

## ② 地域ごとの一般廃棄物の焼却量

表 2-5-6 本市における燃やすごみ（家庭ごみ+事業ごみ）の推移

単位：t/年

年度	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
燃やすごみ (家庭ごみ+事業ごみ)	16,664	16,342	16,253	14,375	13,904

## ③ 1人1日あたりのごみ焼却量

表 2-5-7 本市における1人1日あたりのごみ焼却量の推移

項目	単位	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
燃やすごみ (家庭ごみ+事業ごみ)	t/年	16,664	16,342	16,253	14,374	13,904
行政区域内人口	人	77,120	76,575	76,216	75,453	74,563
1人1日あたりのごみ焼却量	g/人・日	592.0	584.7	584.2	520.5	510.9

## (2) 資源循環・廃棄物管理基盤に関する指標

資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行を示す指標のうち、関連指標として以下の2つの指標をフォローアップします。

### ① 最終処分場の残余容量

表 2-5-8 本市における最終処分量の推移及び令和12(2030)年度の目標値

単位：m<sup>3</sup>

項目	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R12 (2030)
残余容量	64,908	66,766	71,787	122,905	106,170	89,272	239,214

### ② 災害廃棄物対策の備えに関する指標

- ・ 災害廃棄物処理計画策定率 : 策定済み
- ・ 災害廃棄物に係る教育・訓練実施率 : 毎年度実施
- ・ 災害廃棄物処理計画における水害想定率 : 想定済み

### 第3章 福知山市のごみ処理体制

#### 第1節 福知山市におけるごみ処理施設の概要

本市のごみ処理施設の概要を次に示します。

表 3-1-1 ごみ処理施設の概要

施設名	所在地
福知山市環境パーク	福知山市字牧 285 番地
施設内用途	設備名
中間処理施設	
焼却施設	ごみ焼却施設
資源化・破碎施設	リサイクルプラザ
粗大ごみ処理施設	木材処理施設
	粗大ごみ処理施設
最終処分地施設	
埋立処分場（浸出水処理施設を含む）	不燃物埋立処分場（第Ⅰ期）
	不燃物埋立処分場（第Ⅱ期）
	不燃物埋立処分場（第Ⅲ期）
	不燃物埋立処分場（第Ⅳ期） 令和 11（2029）年度供用開始予定



## 第2節 福知山市のごみ処理体制

### 1 ごみ処分体制

#### (1) ごみ処理フロー

環境パークにおけるごみ処理フローを次に示します。

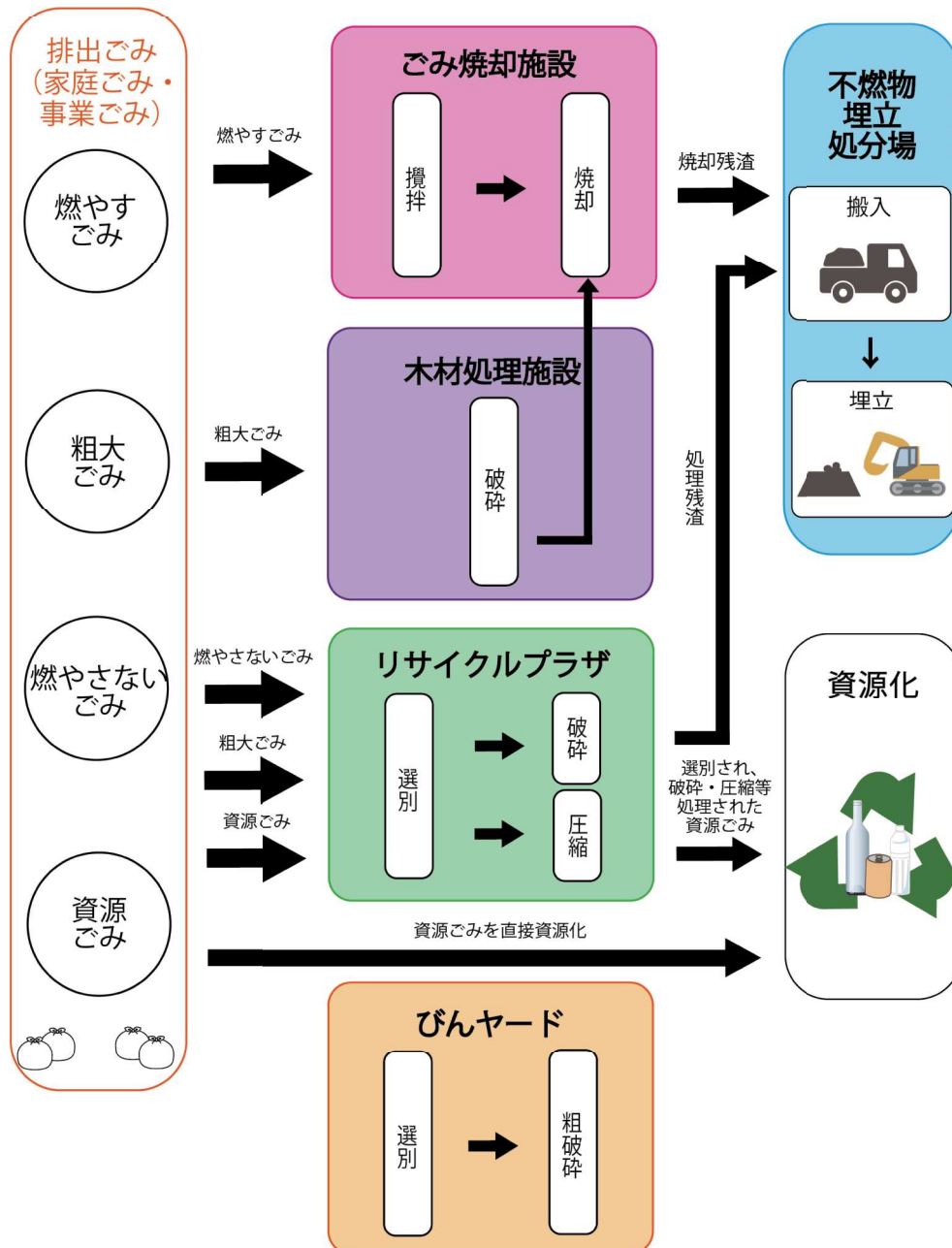


図 3-2-1 ごみ処理フロー

## 2 ごみ収集運搬体制

### (1) 家庭ごみ、事業ごみの区分及び本市が処分する産業廃棄物の範囲

家庭ごみ、事業ごみの区分及び福知山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第6条に規定する本市が一般廃棄物とあわせて処分する産業廃棄物の範囲は次のとおりです。

なお、詳細についてはごみ処理実施計画で定めるものとし、産業廃棄物の範囲及び区分は令和9(2027)年度に見直すこととします。

表 3-2-1 家庭ごみ、事業ごみの区分及び本市が処分する産業廃棄物の範囲

家庭ごみ及び事業ごみ			本市が処分する産業廃棄物			
家庭ごみ	燃やすごみ		全ての業種	燃やさないごみ	ガラス・陶磁器くず	
	燃やさないごみ				廃プラスチック類	
	資源ごみ	容器包装プラスチック類			小型家電	
		再生資源物			空き缶	金属くず
				スプレー缶等	資源ごみ	容器包装プラスチック類
				透明びん		発泡スチロール
				茶色びん		ペットボトル
				その他びん		透明びん
				紙パック		茶色びん
				ペットボトル		その他びん
	新聞	空き缶				
有害ごみ	蛍光管		スプレー缶等			
	乾電池等		燃やすごみ	ゴムくず		
	ライター			紙くず		
粗大ごみ・一時的多量ごみ			特定の業種	木くず		
動物の死体				繊維くず		
事業ごみ	燃やすごみ			動植物性残渣		
	燃やさないごみ			動物のふん尿		
	資源ごみ	草・剪定枝		動物の死体		
				動物系固形不要物		

### (2) 家庭ごみの収集運搬計画

市域から排出する家庭ごみの収集・運搬については、民間業者に委託し、決められた日程で排出された「燃やすごみ」、「燃やさないごみ」、「容器包装プラスチック類」、「資源ごみ」及び「有害ごみ」を収集し、環境パークへ運搬することとし、収集運搬計画を表3-2-2に示します。

粗大ごみ、一時的多量ごみや愛玩動物などの動物の死体については、市民が直接環境パークへ持ち込むか、直接市の委託業者に収集・運搬を依頼することとします。

また、排出者自身もしくは排出者から廃棄物の収集・運搬の委託を受けた福知山市一般廃棄物収集運搬許可業者が、廃棄物を環境パークに搬入することも可能とします。

表 3-2-2 家庭ごみの収集運搬計画

分別区分		収集日	排出方法	集積場所
燃やすごみ		週 2 回の指定曜日	指定袋	ステーション
燃やさないごみ		月 2 回の指定曜日	指定袋	
容器包装プラスチック類		週 1 回の指定曜日	指定袋	
資源ごみ	再生資源物	紙パック (牛乳パック類)	中身の見える袋 (もしくは縛る)	
		新聞・雑誌		
		ダンボール		
	有害ごみ	空き缶	中身の見える袋	
		空きビン		
		ペットボトル		
		蛍光管		
	乾電池等	中身の見える袋		
ライター				
粗大ごみ 一時的多量ごみ 動物の死体(愛玩動物)		月・水・金	特に指定なし (そのまま)	玄関先
廃食油		月～金の平日 (土日、祝日を除く) 午前 8 時 30 分～ 午後 5 時 15 分	ペットボトルもしくは 設置されているポリタ ンクに移し替え	環境パーク リサイクル プラザ 1 階 玄関内

※ 詳細についてはごみ処理実施計画で定めるものとします。

### (3) 分別して回収するものとした事業ごみの区分

#### ① 事業ごみの収集・運搬の方法

市域から排出する事業一般廃棄物の収集・運搬については、以下の 2 とおりの方法とします。

- 排出業者自身が直接環境パークに搬入
- 福知山市一般廃棄物収集運搬許可業者に収集・運搬を委託

### (4) 処理困難ごみ

ごみの性状等により適正処理が困難なごみは、「施設の処理能力により処理ができないもの」、「リサイクル関係法令の規定により市で処理をしないもの」とします。適正処理が困難なごみについては、本市で収集運搬・処理を行わず、販売店・購入店・専門業者での引き取りを依頼することとします。

なお、具体例や処理方法の詳細については、ごみ処理実施計画で定め、お知らせします。

## 3 ごみの中間処理体制

### (1) 中間処理の方法

本市では、現在の収集区分を維持しながら前述の処理フローに基づき適正なごみ処理を行います。

## (2) 中間処理・資源化計画

中間年度及び計画年度における一般廃棄物と産業廃棄物の資源化量の計画値を次に示します。

なお、計画値は、目標値と同じとしています。

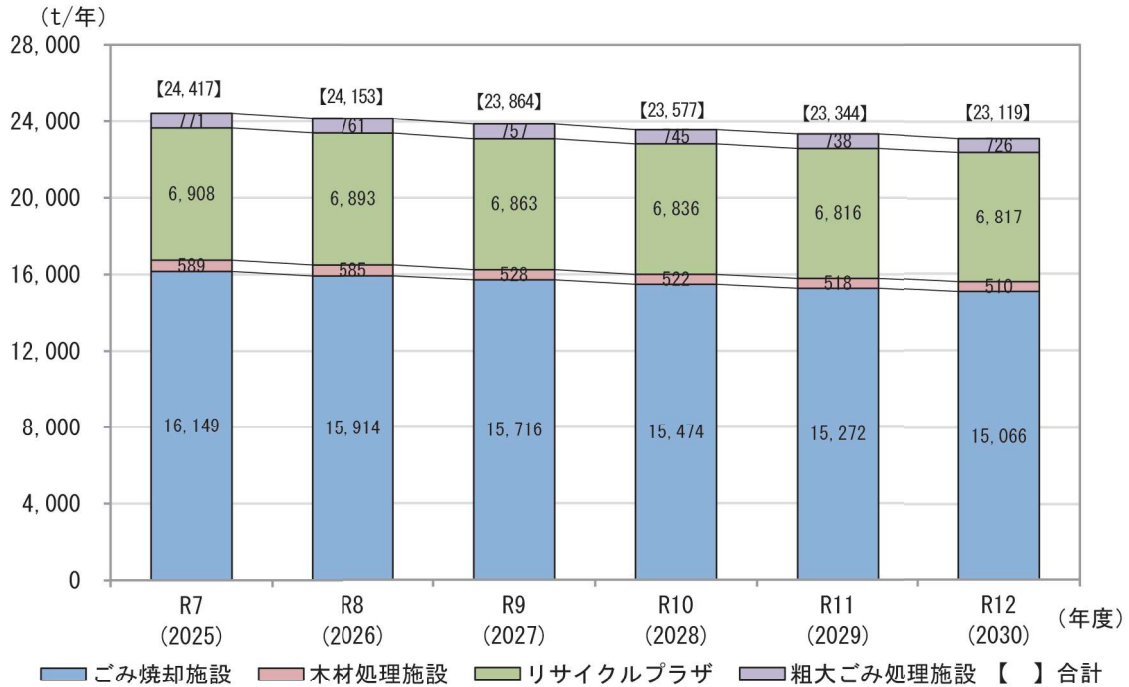


図 3-2-2 中間処理計画（一般廃棄物及び産業廃棄物）

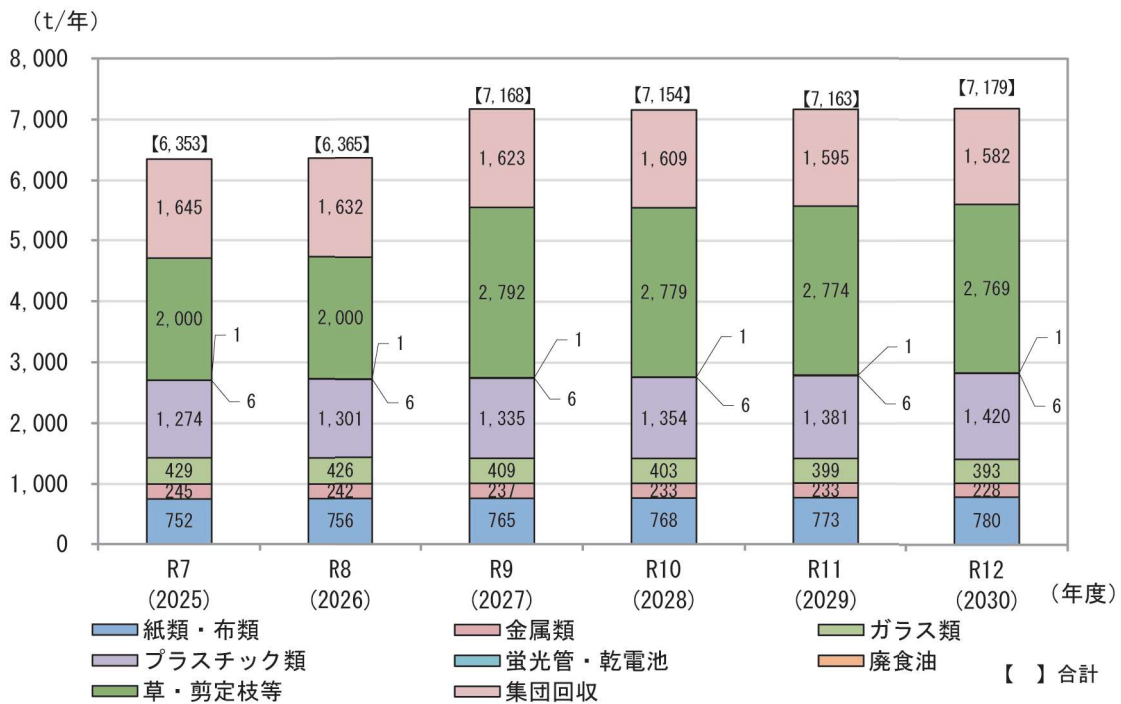


図 3-2-3 資源化計画（一般廃棄物及び産業廃棄物）

## 4 ごみの最終処分体制

### (1) 最終処分の方法

本市では中間処理残渣等を埋立処分しており、今後も埋立量の削減に取り組みながら適切な埋立処分を行います。

また、令和7（2025）年度から不燃系産業廃棄物の受入を原則停止（当面の間、家庭ごみと性状・形状の類似する一部廃棄物の処理を継続）していることや事業者への啓発を行うことで埋立量の減量を図ります。

### (2) 最終処分計画

中間年度及び計画年度における一般廃棄物と産業廃棄物の最終処分量の計画値を次に示します。

なお、計画値は、目標値と同じとしています。

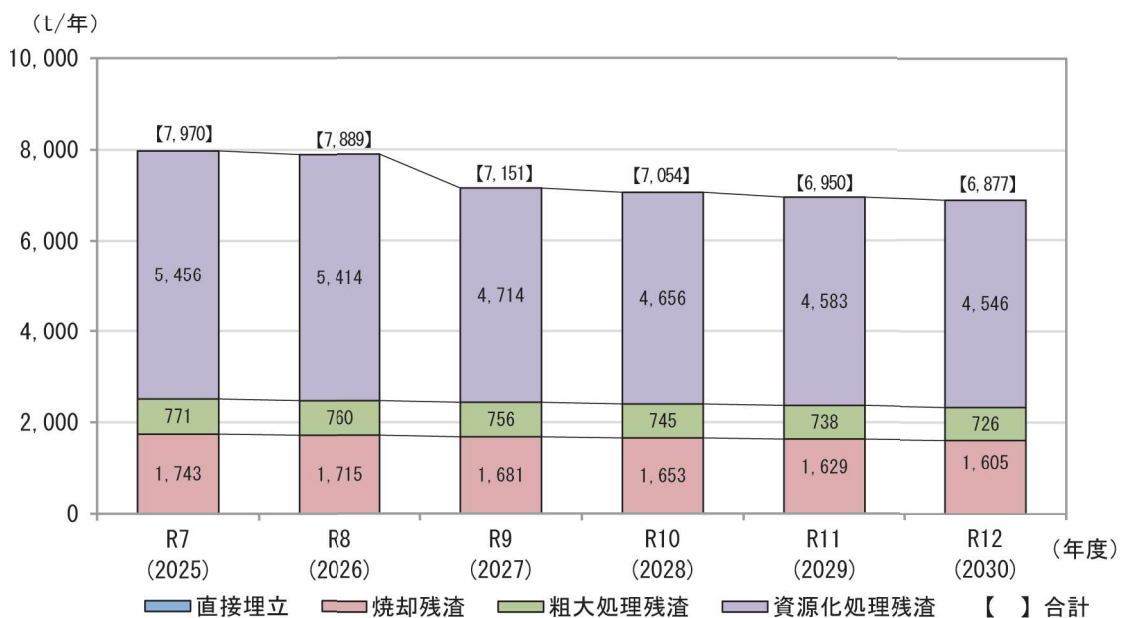


図 3-2-4 最終処分計画（一般廃棄物及び産業廃棄物）

### 第3節 その他ごみの処理に関し必要な事項

#### 一般廃棄物処理業の許可

現在、区域内の一般廃棄物の収集・運搬は、既存の一般廃棄物処理業（収集運搬業）許可業者により、充分に対応可能と判断します。また、一般廃棄物処理業（収集運搬業）は本来自由競争にさらされる性質の業務ではなく、過当競争による一般廃棄物の不適正処理を防ぐ観点から、今後新規許可は行いません。

ただし、次の一般廃棄物処理業（収集運搬業又は処分業）に係る許可申請については、別に定める一般廃棄物処理業の手引きを基に事前協議を行い、新規許可申請を受け付けます。

- ①木くずの固形燃料化や農地の土壌改良材としての利用、食品ごみ等の処理に伴う熱利用など、確実に資源化される廃棄物のみを処理する場合
- ②特殊清掃により生じた家庭ごみのみを収集運搬する場合
- ③実験動物の死体など、本市において処理が困難な一般廃棄物のみ処理（収集運搬又は処分）する場合

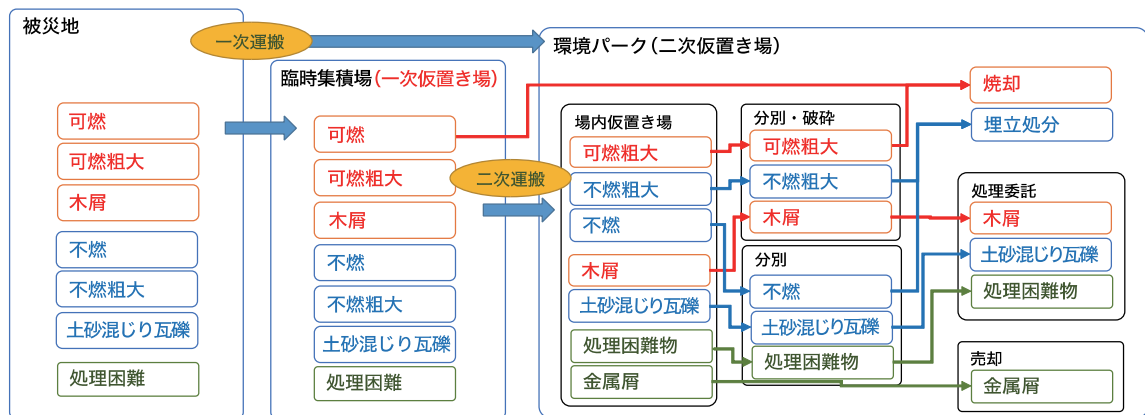
## 第4章 ごみ処理関連計画

### I 災害廃棄物処理基本計画

将来発生が予測される大規模災害に備え、災害により発生する廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための方針を示すとともに、国・府・市・民間事業者等の役割分担を明確化し、平時からの相互支援体制の構築を図るため、本計画と別に福知山市災害廃棄物処理計画を定めます。

併せて、災害廃棄物処理マニュアルを作成し、適宜見直しを行うこととします。

- 初動期（発災直後）、緊急対応期、災害復旧・復興期の各段階において、次にごみ処理フローに基づく適正処理を行います。



- 被災家屋等について、生活環境の保全上の支障を除去し二次災害の防止及び被災者の生活再建支援を図ることを目的として、福知山市損壊家屋等解体・撤去事業実施基本要綱に基づき、公費負担による解体・撤去事業を実施します。

- 地震、台風等により大規模災害が発生し、被災市のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができず、受援の必要が生じた場合の災害等廃棄物処理の協力について、次のとおり協定を締結しています。

締結先	概要
福知山バイオマス事業協同組合	主に緊急対応期（発災後 2 週間程度）における、災害等廃棄物処理実行計画策定支援、臨時集積所の設置、管理及び運営、災害等廃棄物の収集・運搬等について協力を要請する。
株式会社京都環境保全公社	災害廃棄物の発生量調査、処理手法の検討及び災害等廃棄物の処理について協力を要請する。

## 2 容器包装プラスチック類分別収集計画

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」第 8 条に基づき、容器包装廃棄物を分別収集し及び地域における容器包装廃棄物の 3 R を推進し、最終処分量の削減を図るため、本計画と別に福知山市分別収集計画を定めます。

## 3 埋立処理場延命化実施計画

最終処分場である本市埋立処分場の延命化対策を推進するため、埋立処分場延命化実施計画を定めます。

本計画の策定にあたっては、福知山市環境審議会より「計画を推進していく過程において、随時、対策の実施効果について検証を行い、対策の実施時期について再検討を行う必要がある」と意見されたことから、令和 5（2023）年度において対策の効果と課題を検証し、受入停止対策の一部見直し等、新たな延命化対策を講じることとしました。

なお、これらの新たな延命化対策について、令和 9（2027）年度を目途に評価・モニタリングし、対策の見直しを図ることとします。

## 4 有害鳥獣処理について

近年、鳥獣による農業被害や生活被害は深刻化しており、解決策としての捕獲強化に取り組んでいます。

この際、事業系一般廃棄物となる捕獲後の有害鳥獣については、生活環境保全の観点からも適正に処分することが求められます。

このため、本市・舞鶴市・綾部市の協働により、中丹地域有害鳥獣処理施設を運営し、以下の事項に基づき、安全かつ効率的な廃棄物処理を行うこととします。

### (1) 処分について

#### ① 中間処理（焼却処理）について

捕獲後の有害鳥獣については、中丹地域有害鳥獣処理施設（所在地：福知山市大江町三河 959 番地）での焼却処理を基本としますが、埋設処分や民間施設でのジビエ利活用も行う場合があります。

#### ② 最終処分について

焼却残渣については、各市の最終処分場にて埋立処分します。

### (2) 収集運搬について

収集・運搬については、民間業者に委託し、下表のとおり実施します。

分別区分		収集日	排出方法	集積場所
事業系ごみ	捕獲鳥獣	週 1 回	指定袋	冷凍庫

### (3) 処理施設の整備について

処理施設については、平成 27（2015）年より稼働していますが、稼働当初より処理頭数が大幅に増加しています。このため、設備のメンテナンスと施設改修を適正に実施することにより、施設の機能保全と長寿命化を図ります。

# 循環型社会の将来像

## 資源循環に配慮した消費行動

適量購入、繰り返し使用・耐久性に優れた商品の選択、再生利用が容易な商品の選択、リサイクル製品の優先購入等

メンテナンス・リペア

リデュース・リユース・リサイクル

## 製品の有効活用

ストックを有効活用しながらサービス化や付加価値の最大化を図るビジネスモデルが推進

## 情報開示

環境価値に関する表示を伴った多様な選択肢が提供され、消費者のライフスタイル転換を促進

シェアリング・リース

## 分別の徹底

拠点回収・店頭回収や工場等での生産端材の回収を含め、適切かつ積極的な分別回収が促進

## 環境配慮設計

分解しやすい、リサイクルしやすい、単一素材を使用するなど、製品等の設計段階における環境配慮が徹底

## 収集運搬

高齢化世帯の増加にも対応した廃棄物収集運搬システム的设计・実装が促進

リサイクル

廃棄物処理

## 天然資源の消費抑制

循環資源や再生可能資源の割合をできるだけ高め、天然資源を利用せざるを得ない場合には環境負荷の少ない調達先を選択

バイオプラスチック普及のための技術開発や資源回収を最適化するための高度な破碎・選別技術の開発が進展

再資源化もエネルギー回収もできないモノのみ減量化等の中間処理を行った上で最終処分

出典：第五次循環型社会形成推進基本計画パンフレット（環境省）

福知山市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画 2021）中間見直し

発行：令和7（2025）年12月

編集：福知山市 市民生活部 生活環境課

〒620-0913 京都府福知山市字牧 285 番地

TEL：0773-22-1827/FAX：0773-22-4881

福知山市ホームページ：http://www.city.fukuchiyama.lg.jp